第５回 川崎市環境審議会自然共生部会　次第

日 時　令和８年11月２日（月）　１０時から１２時
場 所　２０３会議室（オンライン併用）

１　報告

（１）第４回自然共生部会における意見　資料１

（２）公園の整備方針の検討状況（更新）　資料２

２　議題

（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）　資料３

（２）緑地の保全について　資料４

（３）農的空間の保全と創出について　資料５

（４）川崎版ネイチャークレジットの導入可能性について　資料６

３　その他

【配布資料】

資料番号	資料名	資料番号	資料名
資料１	第４回自然共生部会における意見と対応	資料６	川崎版ネイチャークレジットの導入可能性について
資料２	公園の整備方針の検討状況	参考資料１	川崎市環境審議会自然共生部会委員一覧
資料３	川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）	参考資料２	川崎市環境審議会自然共生部会　市出席者
資料４	緑地の保全について	参考資料３	川崎市環境基本条例
資料５	農的空間の保全と創出について	参考資料４	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

新たなみどりの基本計画の検討スケジュール

●緑の基本計画の改定については、法定事項を中心に川崎市環境審議会自然共生部会において次のとおり審議を進めています。
●本日の部会では、「緑地の保全・活用」について確認をお願いいたします。

今回の部会の主題

8/31 第4回	11/2 第5回	12月下旬 第6回	2月中旬 第7回
公園の整備・管理方針	緑地の保全・活用	緑化重点地区、区別方針等	実行性を高める仕組み、素案



主な論点

●身近な公園の整備の推進（規模・誘致距離・機能）
●長期未整備公園の解消
●地域特性に応じた公園づくり
●多様な主体との公園づくり（パークマネジメント推進方針）
●計画的な維持管理の推進

追加

●提供公園制度の見直し
●全天候型あそび場の整備



主な論点

●緑地の保全
●農地の保全
●川崎版ネイチャークレジットの検討

検討中

●まちの樹、保存樹林の保全



主な論点

●緑化重点地区の指定(法定・拡大・実行性)
●区別・拠点における取組の連携
●地域緑化の推進（緑化指針の見直し）
●グリーンコミュニティの取組



主な論点

●目標値の設定
●進行管理の仕組み
●多様な主体と話しあう場づくり
●アクションの検討
●子どもにもわかりやすい基本計画づくり

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

資料１

主な意見

委員名	項目	意見	対応方針
飯田部会長	緑の総量の反転・目標設定	・緑被率30%、2037年反転目標は高い目標であり評価できる。 ・目標達成のための具体的な手法・実現プロセスが重要。 ・人口ピーク後すぐに緑を反転させる考え方は理想的。	・目標達成のための具体的な手法・実現プロセスを検証
	街路樹・緑被率	・街路樹は緑被率向上に大きく寄与する重要な要素。 ・樹木地と草地の判読精度について確認が必要。 ・緑被率の算定は計画の根拠となるため厳密な整理が必要。	・判読精度について確認
	公園整備	・公園空白地域（未充足地区）の解消は重要。 ・大小様々な年代が利用できる公園には一定規模の確保が必要。 ・農地と公園未充足地区の重ね合わせ分析を実施すべき。	・身近な公園の最低面積を検証 ・農地と公園未充足地区の重ね合わせ分析を実施
	公園再編・管理	・小規模公園は市民の自由な活用を前提とした運営も検討すべき。 ・堆肥化や菜園など地域主体で管理できる用途も有効。 ・市民参加型の公園運営を推進するべき。	・公園活用の一つとして「農」に着目した検討を実施
	システミックデザイン	・公園だけでなく様々な要素の関係性を考えることが重要。 ・計画と市民参加の成果をどのように融合するかが課題。 ・市民の声と行政の長期視点を両立する仕組みが必要。	・環境保全、気候変動対策、生物多様性、Well-Beingなど様々な視点から検証し、実行性のある計画として取りまとめていく
水庭委員	緑の総量の反転	・小さな取組の積み上げが重要。 開発時の緑化率向上や屋上緑化推進を検討すべき。 ・市の基準そのものの見直しも必要ではないか。	・緑被の現状を踏まえた地域別の緑化率を検討するとともに、緑化手法としては緑化指針改正の取組のなかで検討

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

主な意見

委員名	項目	意見	対応方針
水庭委員	公園配置	多摩川河川敷など公園以外の緑地も評価対象にすべき。街路樹など歩いて楽しめる緑空間も重要。公園だけでなく農地や河川空間を含めた総合的な緑の確保が必要。	・公園以外の幅広い「みどり」についても検討する
	システミックデザイン	無関心層へのアプローチが重要。若者、高齢者、事業者など幅広い層への浸透を期待。市民全体に広がる仕組みづくりが必要。	・子どもから高齢者まで幅広い年代に関心を持ってもらえるよう広報の方法についても検討する
坂倉委員	緑の総量の反転	・30%、2037年反転目標自体には異論なし。 ・目標値よりも達成方法と目的の整理が重要。 ・エリアごとに緑の役割や期待効果が異なることを示すべき。	・達成方法や目的について整理する ・エリアごとの緑の役割や効果についても方針を検討
	公園整備	・公園未充足地区を優先する考え方は妥当。 ・公共施設や学校などの開放も選択肢に入れるべき。 ・公園整備だけでなく様々な方法で緑と接する機会を確保すべき。	・公開空地や公共施設など公園以外のオープンスペースの活用も含め検討を行う
	市民参加型公園整備	・利用者と一緒に整備・管理する仕組みが必要。 ・公園づくりの段階から参加を組み込むべき。 ・グリーンコミュニティの形成につながる。	・市民参加型公園の一つとして「農」に着目した検討を実施
	パークマネジメント	・公園は完成後も共創し続ける場と考えるべき。 ・「管理」ではなく新たな価値を生み続ける視点が重要。 ・行政・市民・事業者が継続的に関わる仕組みが必要。	・グリーンコミュニティの取組において引き続き検討
	システミックデザイン	・行政だけでなく民間・市民も含めた全体像を描くべき。 ・システムマップと基本計画の役割整理が必要。 ・ワークショップは公募だけでなく無作為抽出も有効。	・企業と市民を交えたWSを再び実施し、より検討を深める ・システムマップと基本計画をつなぎ全体像を見える化する

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

主な意見

委員名	項目	意見	対応方針
小畑委員	緑の総量の反転・目標設定	・市全体30%という目標の意味を明確にする必要がある。 ・市民の身近な緑を増やすことを重視すべき。 ・区ごとの緑被率格差にも着目すべき。	・緑被の現状を踏まえた地域別の緑化率を検討するとともに、市民が緑の価値を実感できるような取組を検討
	街路樹管理	・新百合ヶ丘周辺では強剪定が目立つ。 ・樹冠被覆率を意識した街路樹管理が必要。 ・市民との合意形成を図りながら適切な管理を進めるべき。	・樹幹被覆率の検討を行い、現場の維持管理にも反映させていくことを検討
	緑と地域資源	・緑だけでなく歴史・文化など地域のストーリーと一体的に保全すべき。	・地域の歴史・文化的な背景も踏まえ検討する
	公園整備・管理	・公園新設よりも維持管理コストの視点が重要。 ・小規模公園の中には魅力が低下し利用されていない事例がある。 ・整備費と管理費を踏まえた公園配置を検討する必要がある。	・既存公園の維持管理や新たな活用方法についてもあわせて検討
	市民参加	・公園や緑地はコミュニティ形成の場として重要。 ・行政は主体ではなく、市民活動を支援する役割を担うべき。 ・情報提供やリーダー育成などの支援が必要。	・グリーンコミュニティの取組において引き続き検討
	システミックデザイン	・脱炭素かわさき市民会議の無作為抽出による市民参加事例を参考にすべき。	・ワークショップの参考とする

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

主な意見

委員名	項目	意見	対応方針
上原委員	緑の総量の反転	・緑を守る意識を市民と共有することが重要。 ・農地保全に農協として協力したい。	・市民が緑の価値を実感できるような取組を検討 ・「農」の保全や活用について検討を実施
	緑化推進	・「思い出記念樹」のような制度は緑への愛着づくりに有効。 ・誕生や人生の節目に緑を育てる仕組みは継続すべき。 ・家庭への植樹支援も緑被率向上に寄与する。	
	公園整備と農地保全	・公園未充足地区でも農地が存在する地域がある。 ・相続によって失われる農地を公園や緑地として活用できないか。 ・農地の借上げ・活用も検討すべき。 ・市と農協が連携して農地保全を進めるべき。	・農地と公園未充足地区の重ね合わせ分析を実施

衛星画像による緑被率の算定

使用したデータ

■Vantor社の16ビット階調の情報を有する解像度0.5mのパンシャープン画像を活用

・使用した衛生センサは以下の通り。

①WorldViex-2（2025/9/22、2024/7/21※）
②GeoEye-1 （ 2025/9/17 、2025/7/26）

※被雲の補完のために利用

作業手順

１．衛星画像購入

２．解析準備

①解析用画像の作成

・オルソデータ化
・被雲に対する補完

②NDVI画像の作成

・以下の計算式よりNDVI画像データを作成

$$NDVI = \frac{NIR_o - R_o}{NIR_o + R_o} \quad \cdots\cdots \quad (1)$$

$NDVI$：NDVI 値、R_0：赤バンド値、NIR_0：近赤外バンド値

３．画像解析

①植生被覆地の抽出

・可視画像を参考に検討し、「0.30」を閾値として、
0.30＜NDVI：植生被覆地として設定

②誤判別の補正

・誤判別の領域の多くは工場や住宅の屋根など青色系の特殊塗装を施している施設であるため、画像補正を行い誤判別の低減を実施

４．草地・樹木被覆地の分類

①樹木被覆地の抽出

・上記植生被覆地について、可視画像を参考に検討し、「0.60」を閾値として、0.60＜NDVI：樹木被覆地として抽出
※目視判読による補正・区分は行っていないため精度は限界あり

緑被率の算定手法の手引き（国土交通省）における今回の調査精度

・解像度0.5mの衛星画像を用いた画像処理による抽出であるためLevel2相当に該当。加えて、精度向上のため画像処理等による補正・判読を実施

※補正を実施した上でも、影のかかっている区域や色の濃い屋根のある建物、池、人工芝等について、一部誤判読が含まれていることに留意が必要

・衛星画像の仕様上、オルソ補正や水平方向の精度の差から、地理院データ等のその他のデータと位置関係にずれが生じていることに留意が必要

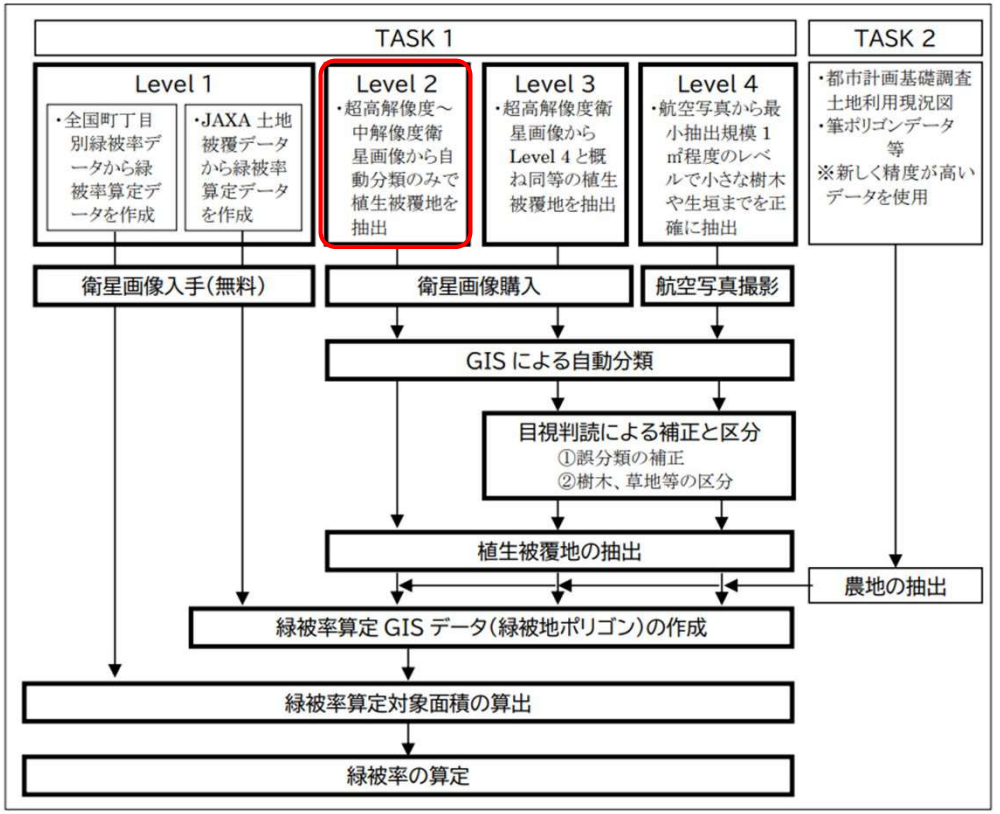


図 2-1　一般的な緑被率算定の流れ

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

樹冠被覆地と草地の閾値設定について

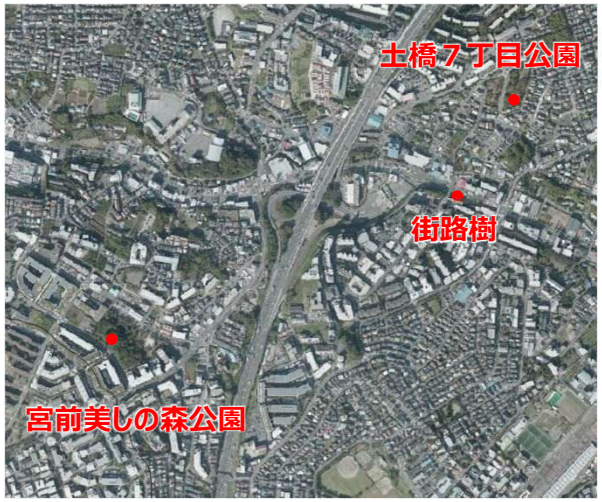
・市街地周辺、生田緑地周辺、多摩川の３エリアをピックアップし、閾値を検証

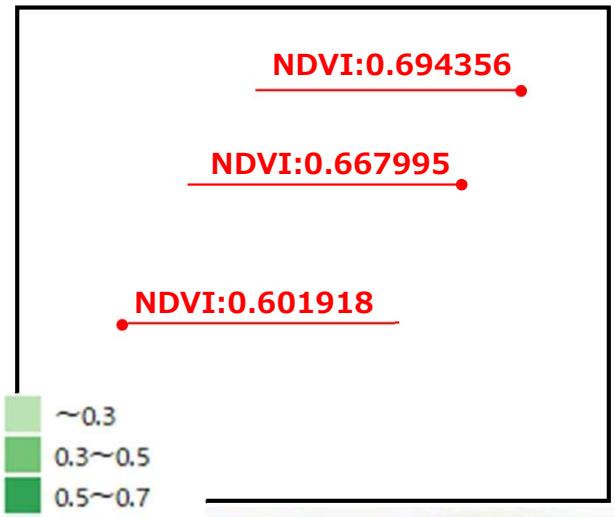
・NDVI＞0.7とした場合、市街地部などにおけるまとまった樹林地なども広く対象外となることから、NDVI＞0.6の場合樹冠被覆地として選定。

・NDVI＞0.6とすることで、概ね樹林地等を抽出できる一方で、多摩川の草地や広場の芝などが誤判定されている部分も見られる。

・なお、わかりやすさや再現性などを考慮し、少数第一位程度の閾値としている

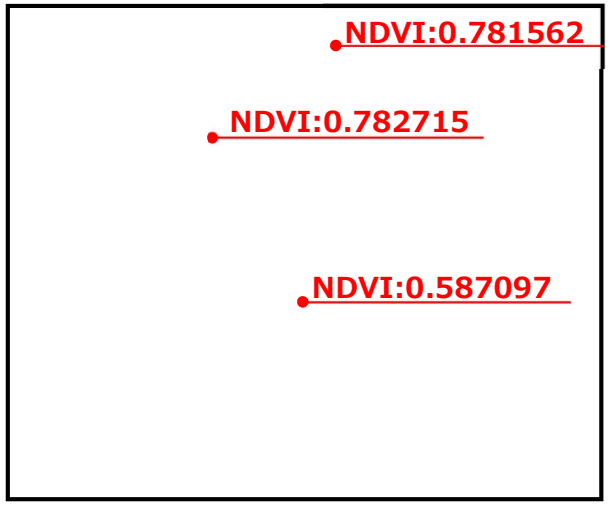
◆市街地



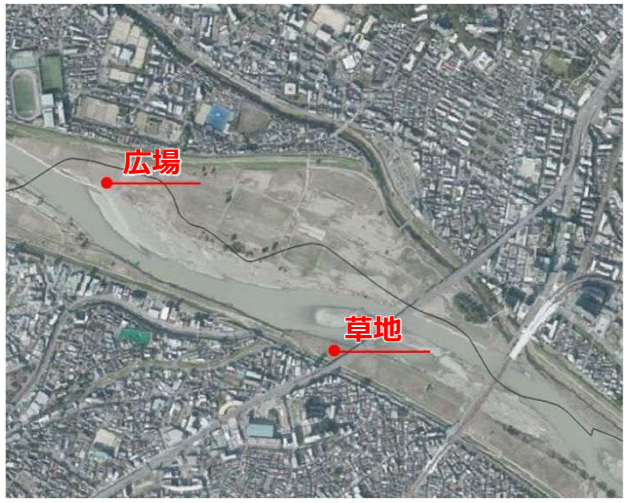


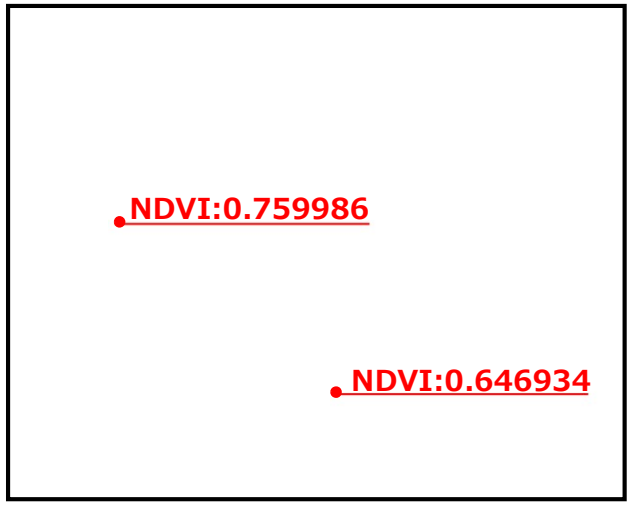
◆生田緑地





◆多摩川



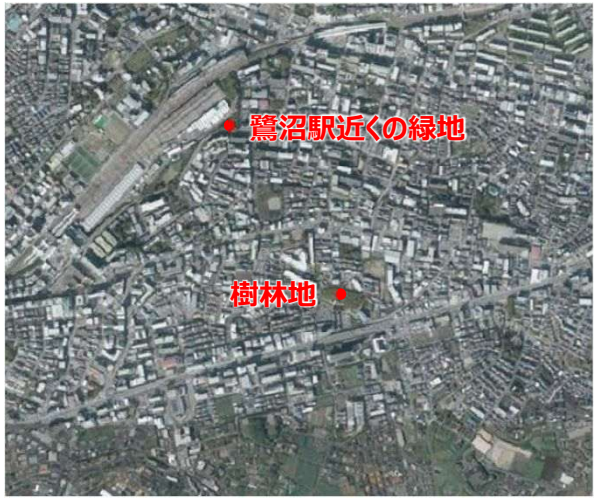


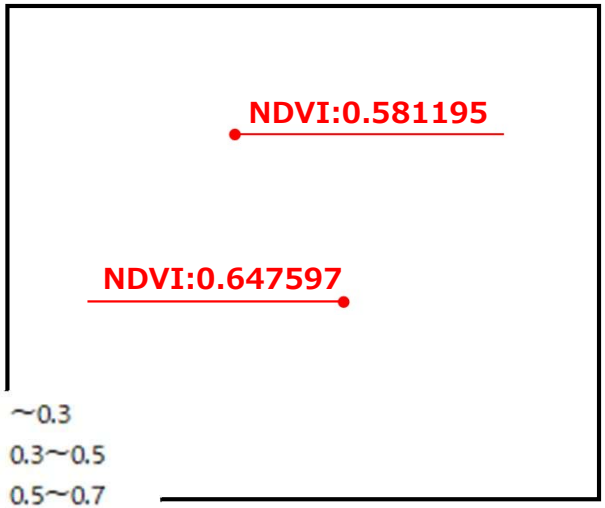
※NDVIの元画像については、著作権の関係で非公開にさせていただきます。

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

※参考：別地点での検証

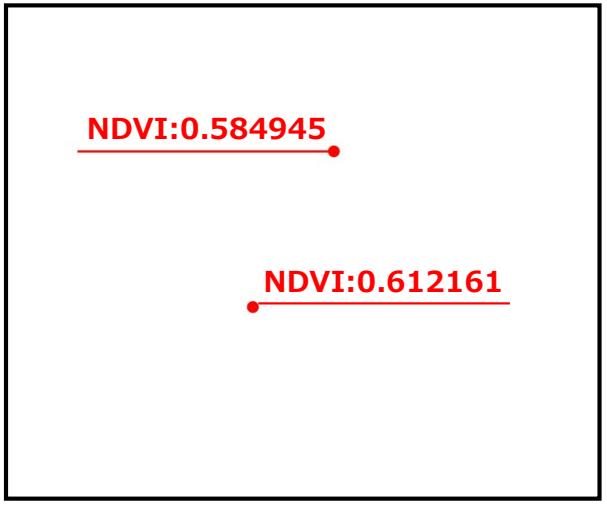
◆市街地





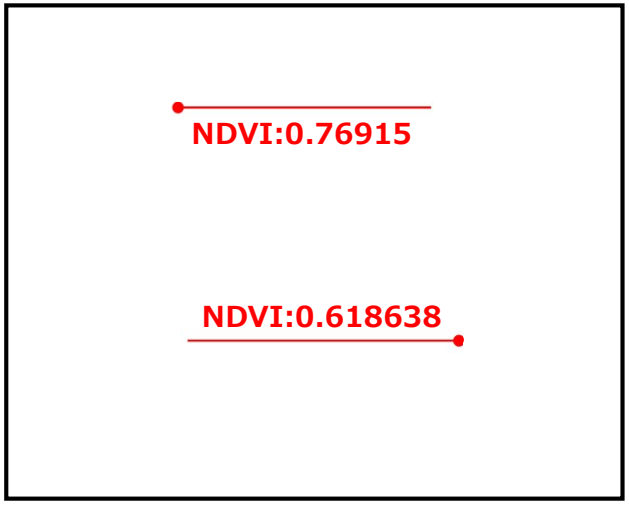
◆等々力緑地





◆多摩川





※NDMの元画像については、著作権の関係で非公開にさせていただきます。

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

緑被率の精査について

目視による調整項目について

■基本的な考え方

・将来的な再現性を考える場合、目視による調整は最低限にする必要がある一方で、以下の項目については明らかな誤判読であることから、手作業で補正を行った。

①市街地部の打ちっぱなしなどに関して緑被地から除外

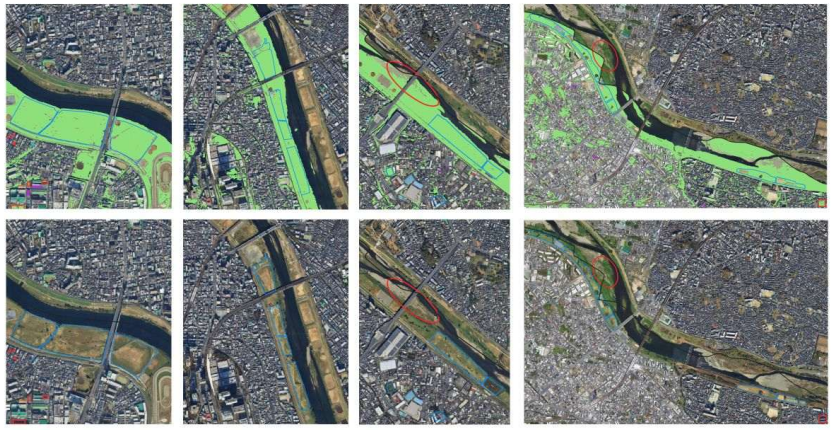
②グラウンド・競技場のうち以下の人工芝グラウンドに関して緑被地から除外

（個別施設名の例示）

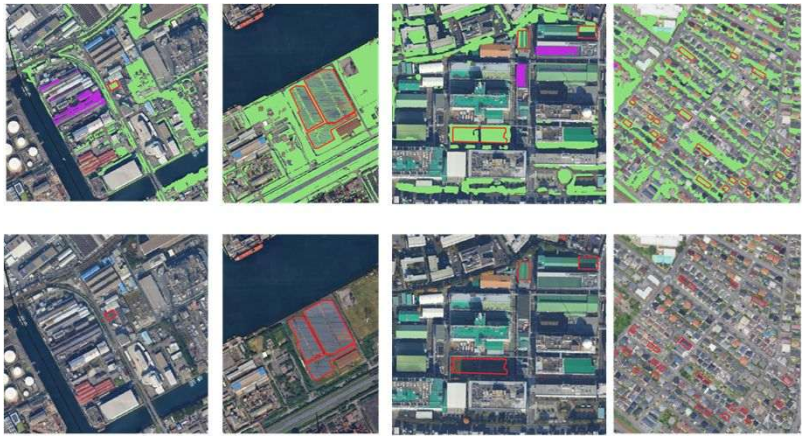
③青や緑、紫等の色の濃い屋根の建物のうち大規模工場等の大規模な施設に関して緑被地から除外

④川崎市民広場の芝生を緑被地に追加

スポーツコート、グラウンド・競技場



青や緑、紫等の色の濃い屋根の建物等



1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

保全・創出系のみどりの状況について

制度別の緑地

・各制度や事業によって保全・創出されたみどりの面積は、約3,187.5haとなっており、このみどりは永続性の高いみどりであると言える。

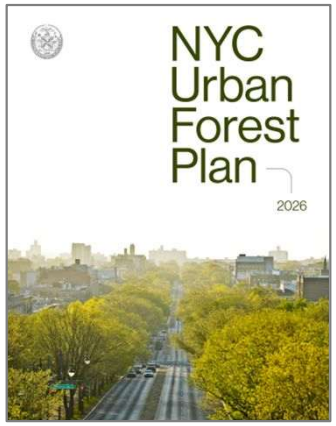
・制度や自然地形である保全系のみどりは、1,312.4ha、公園・緑地や公共施設、事業所緑化による創出系のみどりは1,875.1haとなっている。

区分	分類	みどりの種類	面積(ha)	出展
保全系のみどり	樹林地	特別緑地保全地区	141.7	川崎市HP　事業：特別緑地保全地区の指定（R7年度末）
		みどりの保全地域	35.4	川崎市HP　事業：緑の保全地域の指定（R4.4.1）
		保全樹林	5.2	みどりと公園ー緑政事業概要ー
		緑地保全協定	65.2	みどりと公園ー緑政事業概要ー
		ふれあいの森	5.7	みどりと公園ー緑政事業概要ー
		風致地区内の緑地　※風致地区の面積	284.8	みどりと公園ー緑政事業概要ー
	農地	生産緑地地区	245.3	川崎市HP　生産緑地地区制度のしくみについて（R7.11.6）
		農用地区域	176.4	GIS上での算定（国土数値情報2015データより）
		公共団体設置の市民農園	0.7	川崎市農業振興計画(R8.3)　6,778.09㎡
		公共団体以外が設置している市民農園	11.4	川崎市農業振興計画(R8.3)　113,949.66㎡
	河川・水辺等	河川、水辺	340.6	GIS上での算定
創出系のみどり	公園緑地等	都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等	776.69	川崎の公園（R8.3.31）
		港湾緑地	94	川崎港港湾計画書（R6.11）
	道路の緑	街路樹・植栽帯	340	GIS上での算定
	公共公益施設の緑	公共施設の緑	520	GIS上での算定
		運輸施設の緑		
	工業地の緑	事業所緑化協定実績値	144.44	みどりと公園ー緑政事業概要ー
		合計	**3,187.5**	

樹冠被覆率を目標としている事例

ニューヨーク

NYC Urban Forest Plan 2026



2040年までに30.0%

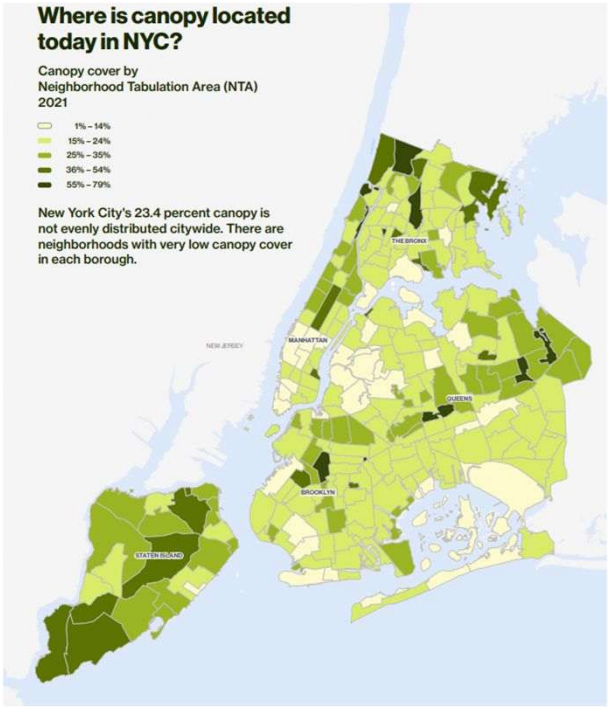
・LiDARデータに航空写真、衛星画像を組み合わせて算出

・2017年：22.2%

・2021年：23.4%

※EJエリア：19%、non-FJエリア：26%

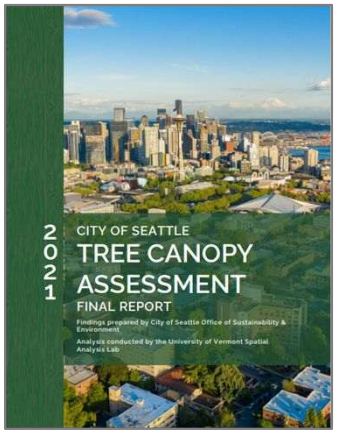
・目標実現のためには、毎年平均約283haの樹冠面積の確保が必要



URL：https://www.urbanforestplan.nyc/

シアトル

Seattle Tree Canopy Cover Program



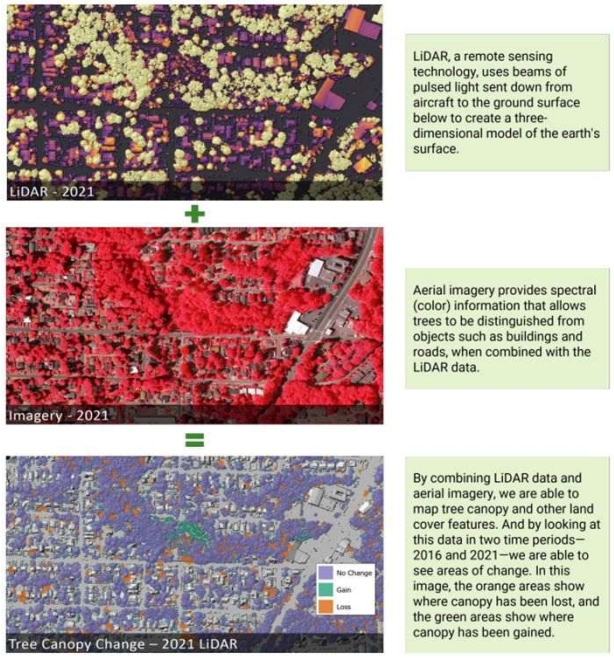
2037年までに30.0%

・高解像度航空写真とLiDARデータを組み合わせて算出

・2016年：28.6%

・2021年：28.1%

※約103haの樹冠面積の減少に相当



URL：https://www.seattle.gov/trees/management/canopy-cover

樹冠被覆率を目標としている事例

メルボルン

Urban Forest Strategy(2012-2032)



公共空間において
2040年までに40.0%

・LiDARとオルソ画像から算出

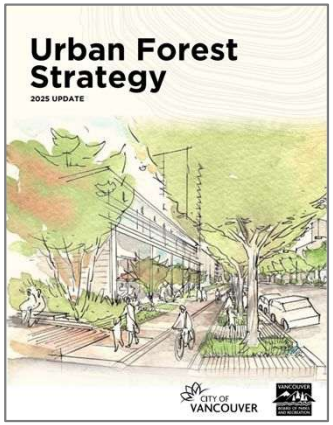
・2012年：22.0%

・都市森林を構成する樹木について、単一樹種が全体の5%以下、単一属が10%以下、単一科が20%以下となるよう管理する多様性の目標やメルボルン市が管理する樹木の90%を健全な状態とする健全度の目標もあり

URL：https://www.melbourne.vic.gov.au/urban-forest-strategy

バンクーバー

Urban Forest Strategy 2025



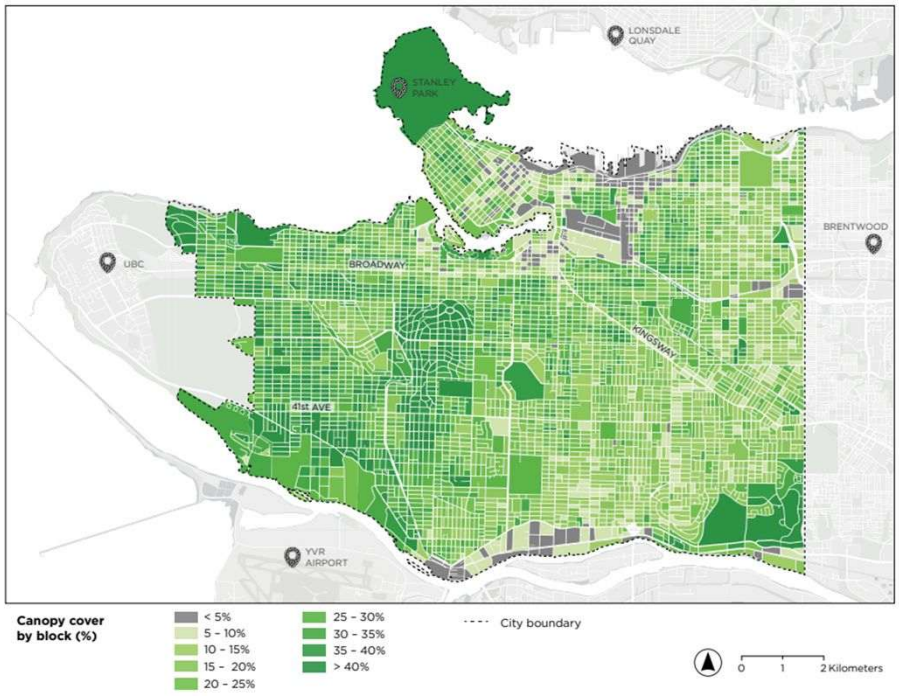
2050年までに30.0%

・LiDARとオルソ画像から算出

・2013年：21.0%

・2018年：23.0%

・2022年：25.0%



URL：https://vancouver.ca/parks-recreation-culture/urban-forest-strategy.aspx

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

樹冠被覆率を目標としている事例

ロンドン（イギリス）

London Urban Forest Plan（2020）



2050年までに22%

※2025 Actions Updateにて設定

・2018年：21.06%（±0.2%）

・2022年：19.56%（± 0.3%）

https://www.london.gov.uk/sites/default/files/londonurbanforestplan_final.pdf

GLA Methodology Report　Tree Canopy & Green Cover Mapping　June 2024　※2022年のデータを活用

・航空写真・近赤外画像（いずれもBluesky International社の航空測量データ）・高さデータからRGB・NDVI・高さ・テクスチャ等の43の特徴量を生成し、サンプル画像から目視により「樹冠／その他植生／それ以外」に分類

※高さ４m以上の樹木により覆われている面積を樹冠被覆としている

・Random Forestの分類アルゴリズムを用いて、分類を学習させた上で全域のピクセルを分類し、そこから樹冠ポリゴンを作成

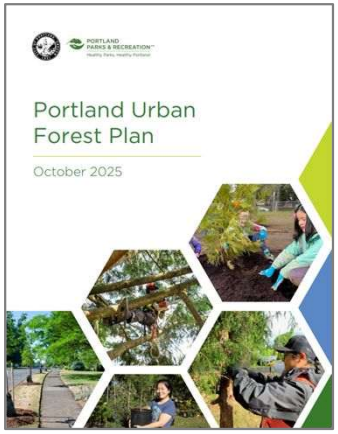
・そのうえで、4,000地点で精度を検証し、標準誤差を設定



URL:https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/environment-and-climate-change/parks-green-spaces-and-biodiversity/trees-and-woodlands/london-urban-forest-partnership

ポートランド

Portland Urban Forest Plan



市全域：2065年までに45%

2035年：35% 2045年：38%

2055年：41% の10年毎に中間目標あり

Neighborhoods：最低25%

※地域別に設定ただし

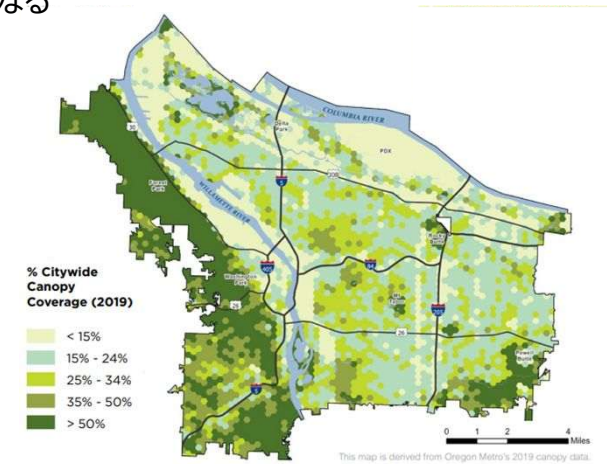
道路上：2045年までに35%

※地域別に設定ただし

測定・算定方法

・市域を、商業系、工業系、オープンスペース、住宅系の４区分に分け、各区分において最低1,000箇所のランダムなポイントを設定

・航空写真から、各ポイントが樹冠・非樹冠であることを目視で判定、樹冠のポイント/全ポイントから樹冠被覆率を算定。標準誤差５%での推計となる



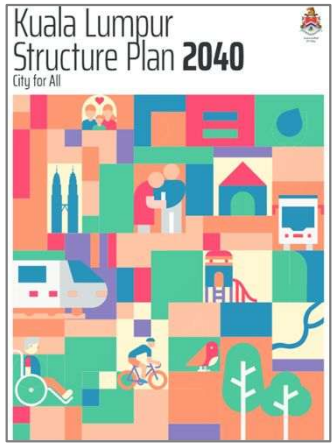
URL：https://www.portland.gov/trees/urban-forest-management-plan

1　報告（１）第４回自然共生部会における意見と対応方針

樹冠被覆率を目標としている事例

クアラルンプール（マレーシア）

Kuala Lumpur Structure Plan 2040



2040年までに50.0%

2030年までに30.0%

・2016年：17%

※樹冠被覆率の算定方法は記述なし



https://ppkl.dbkl.gov.my/en/pskl2040/

※参考：シンガポール

Singapore Green Plan 2030　City in Nature



樹冠被覆率の目標設定なし

※3-30-300ルールに基づく評価が行われた８都市の中で唯一樹冠被覆率30%以上と評価されているが、計画上の目標値としては位置付けられておらず以下の目標が設定されている。

2030目標：

- 2020～2030年の年間植樹ペースを倍増し、100万本の追加植樹
- 自然公園の面積を2020年比で50%以上拡大
- すべての世帯から公園まで徒歩10分以内

2035年目標：

- 1,000haの緑地を追加

https://www.greenplan.gov.sg/

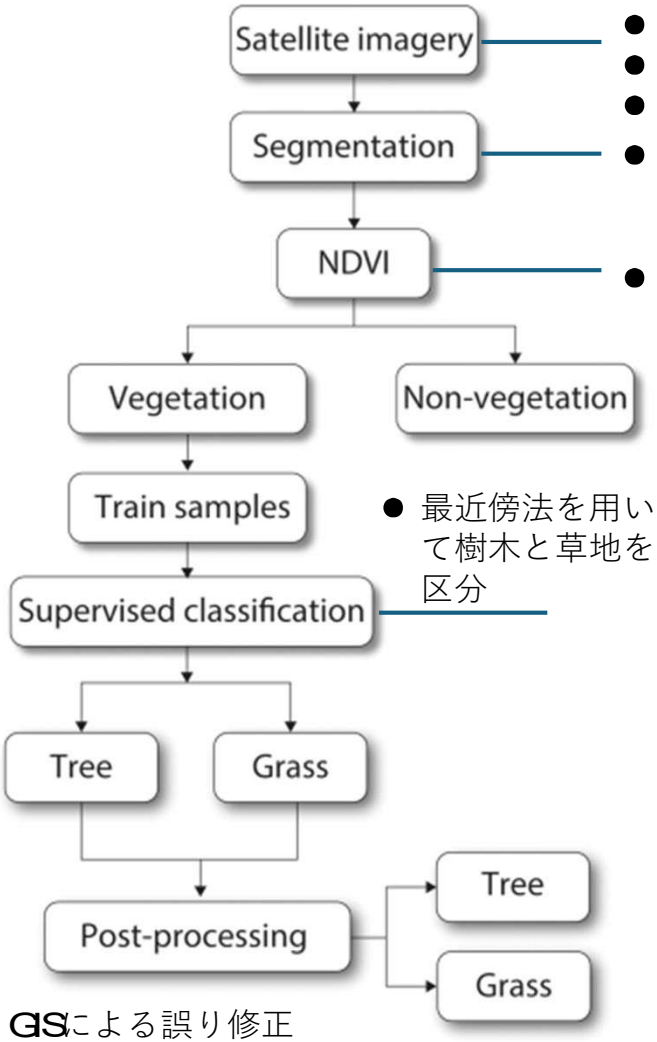
※参考：樹冠被覆率を目標としている事例

東京23区での調査事例

Tokyo's urban tree challenge: Decline in tree canopy cover in Tokyo from　2013 to 2022

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 自然環境学専攻　白石欣也　寺田徹

■データ作成フロー



- 撮影時期：2013年7月23日および2022年5月29日
- 衛星画像：SPOT-6およびSPOT-7衛星（AIRBUS Defence & Space社）
- 空間解像度：1.5m
- 画像をオブジェクト単位に分割
- NDVIを用いて樹木と非樹木に分類
  ・樹冠上の100サンプルを取得しNDVI値を測定し、各年で得られた最小NDVI値を閾値として設定
  ・2013年：0.19～0.68　2022年：0.30～0.76
- 最近傍法を用いて樹木と草地を区分
- GISによる誤り修正
- 航空写真とあわせて、被雲エリア、建物影等のエリアを目視判読

Tree canopy cover in 23 wards of Tokyo.

		2013		2022		Change between years		
Wards	Area (km^2)	Tree cover area (km^2)	%	Tree cover area (km^2)	%	Tree cover area (km^2)	%[a]	Change ratio (%)
Adachi	53.3	2.8	5.3	2.5	4.7	-0.3	-0.6	-11.2
Arakawa	10.2	0.3	3.1	0.3	3.2	0.0	0.0	1.5
Bunkyo	11.3	1.6	14.2	1.4	12.3	-0.2	-2.0	-13.8
Chiyoda	11.5	2.1	18.5	1.9	16.7	-0.2	-1.9	-10.0
Chuo	10.2	0.3	3.3	0.5	4.5	0.1	1.2	36.2
Edogawa	48.9	2.5	5.2	2.3	4.7	-0.2	-0.5	-9.6
Itabashi	32.2	3.0	9.3	2.5	7.9	-0.4	-1.4	-15.0
Katsushika	34.9	2.1	6.1	1.9	5.4	-0.2	-0.7	-11.2
Kita	20.6	1.5	7.4	1.5	7.2	0.0	-0.2	-3.1
Koto	51.2	2.3	4.5	2.9	5.7	0.6	1.2	25.7
Meguro	14.7	1.8	12.6	1.4	9.2	-0.5	-3.4	-26.8
Minato	20.5	2.8	13.8	2.6	12.4	-0.3	-1.4	-9.9
Nakano	15.6	1.6	9.9	1.0	6.5	-0.5	-3.4	-34.7
Nerima	48.1	7.2	15.0	4.5	9.3	-2.8	-5.7	-38.2
Ota	66.9	3.0	4.6	2.6	3.9	-0.4	-0.7	-14.4
Setagaya	58.1	9.4	16.3	6.2	10.6	-3.3	-5.6	-34.7
Shibuya	15.1	2.5	16.3	2.2	14.4	-0.3	-1.9	-11.9
Shinagawa	22.8	1.5	6.6	1.4	6.1	-0.1	-0.5	-7.6
Shinjuku	18.2	2.0	10.9	1.7	9.4	-0.3	-1.5	-13.5
Suginami	34.1	5.9	17.2	3.6	10.4	-2.3	-6.8	-39.5
Sumida	13.8	0.4	3.0	0.4	2.9	0.0	0.0	-0.7
Taito	10.1	0.7	6.8	0.6	5.8	-0.1	-0.9	-13.9
Toshima	13.0	0.9	6.7	0.7	5.7	-0.1	-1.0	-15.5
Undefined area	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Total	635.7	58.4	9.2	46.4	7.3	-12.0	-1.9	-20.6

[a] Percent point change between 2013 and 2022

URL：https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S1618866724001298

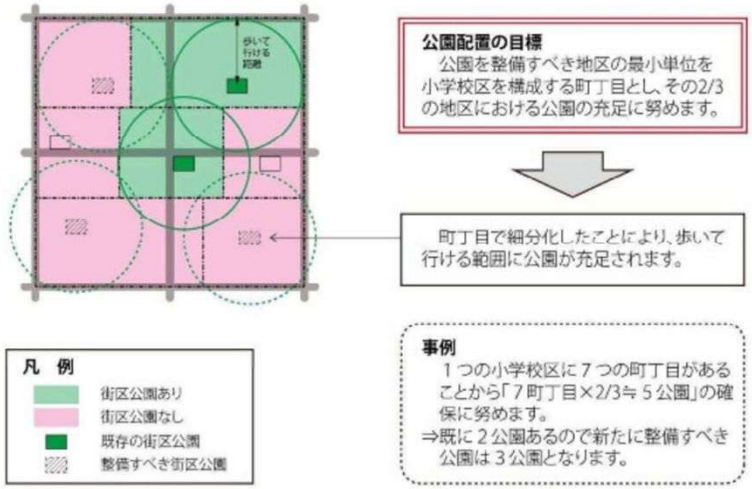
資料２

ア　身近な公園の整備方針

✓ 小学校区単位を基準に配置1小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるようにする考え方から、国の基準や他都市の事例、関連制度、利用実態調査等を踏まえ、新たな身近な公園の考え方等を整理します。

（ア）現在の考え方

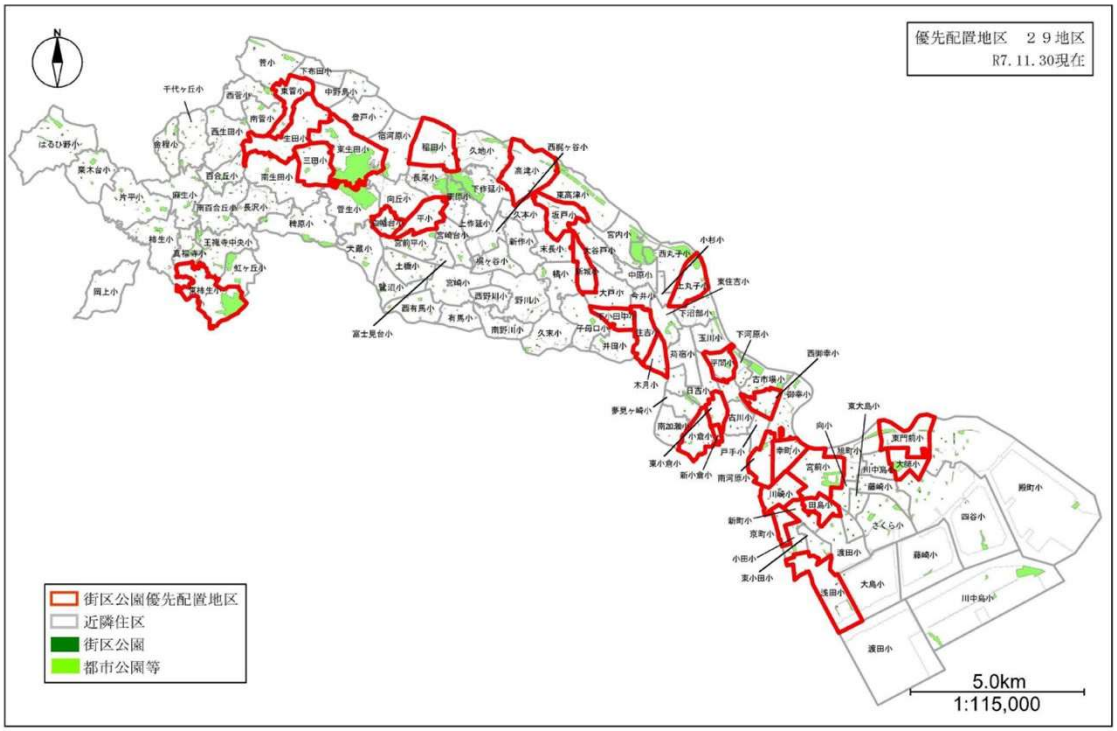
子どもからお年寄りまで誰もが歩いて行ける身近な公園（街区公園）を、小学校区単位を基準に小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるよう整備しています。



配置の考え方

(イ)現状と課題

- 身近な公園は、10年間で52公園(開発行為等に伴う提供公園が48公園、寄附、公有地の活用等4公園)増加しましたが、未設置箇所における設置は少ないため、２９校区で不足しています。
- 一方で、身近な公園については、次の課題が顕在化しています。
  - ✓ 公園の配置基準が**市民ニーズと合致していない**
  - ✓ 面積が小さい**狭小な公園**が増えて、**維持管理の負担**が増加
  - ✓ **面積の小さな公園**が**利用者のニーズを満たしていない（調査中）**
  - ✓ 地域の高齢化などに伴い**利用が少ないと思われる公園もあり（調査中）**



未設置箇所の状況

1　報告（２）公園の整備方針

(ウ)身近な公園の整備方針の検討フロー

- ✓ 新たな公園優先配置地区の設定に向けて、立地適正化計画に基づく居住促進区域を対象に新たに身近な公園の基準面積を設定した上で、公園の誘致圏(250m)に含まれないエリアを抽出し、公園未充足地区として整理します。
- ✓ この地区を対象に多様な手法により地区の解消を目指します。

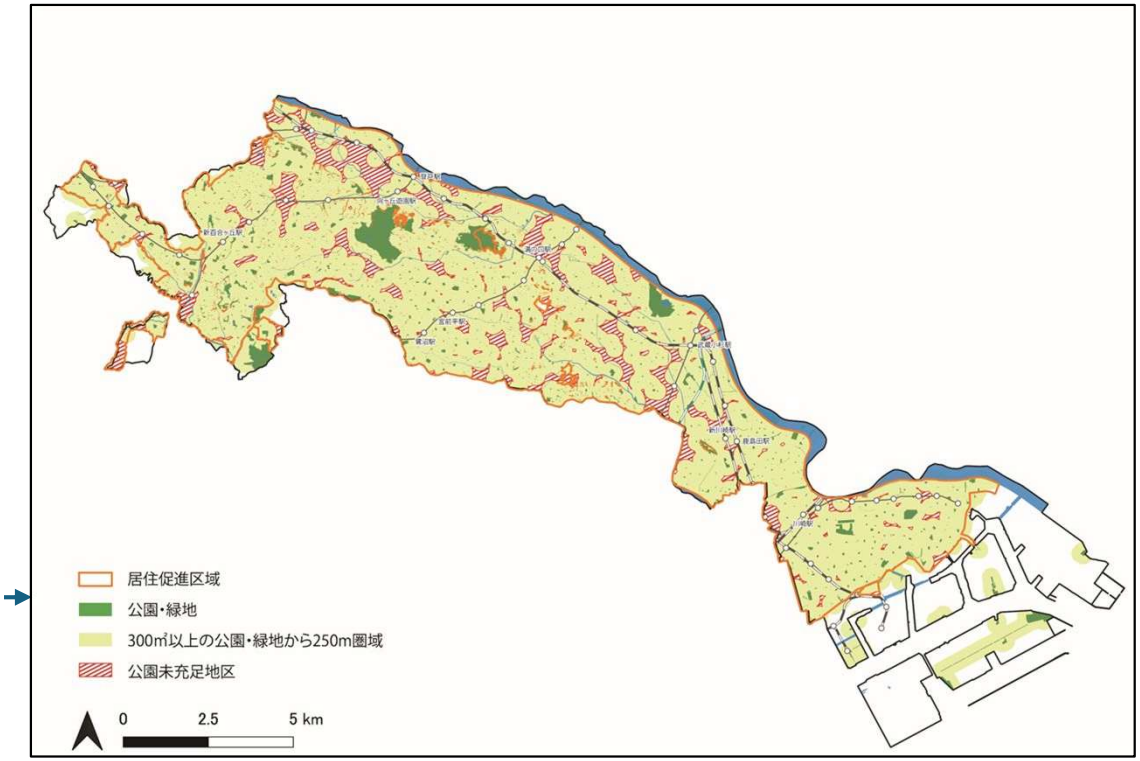
①対象区域の設定　居住促進区域　（立地適正化計画）

②基準面積の設定　最低面積　**(案)300m2**

③基準面積以上の公園から２５０m以内に公園が無いエリアを抽出

「公園未充足地区」

④多様な手法による未充足地区の解消

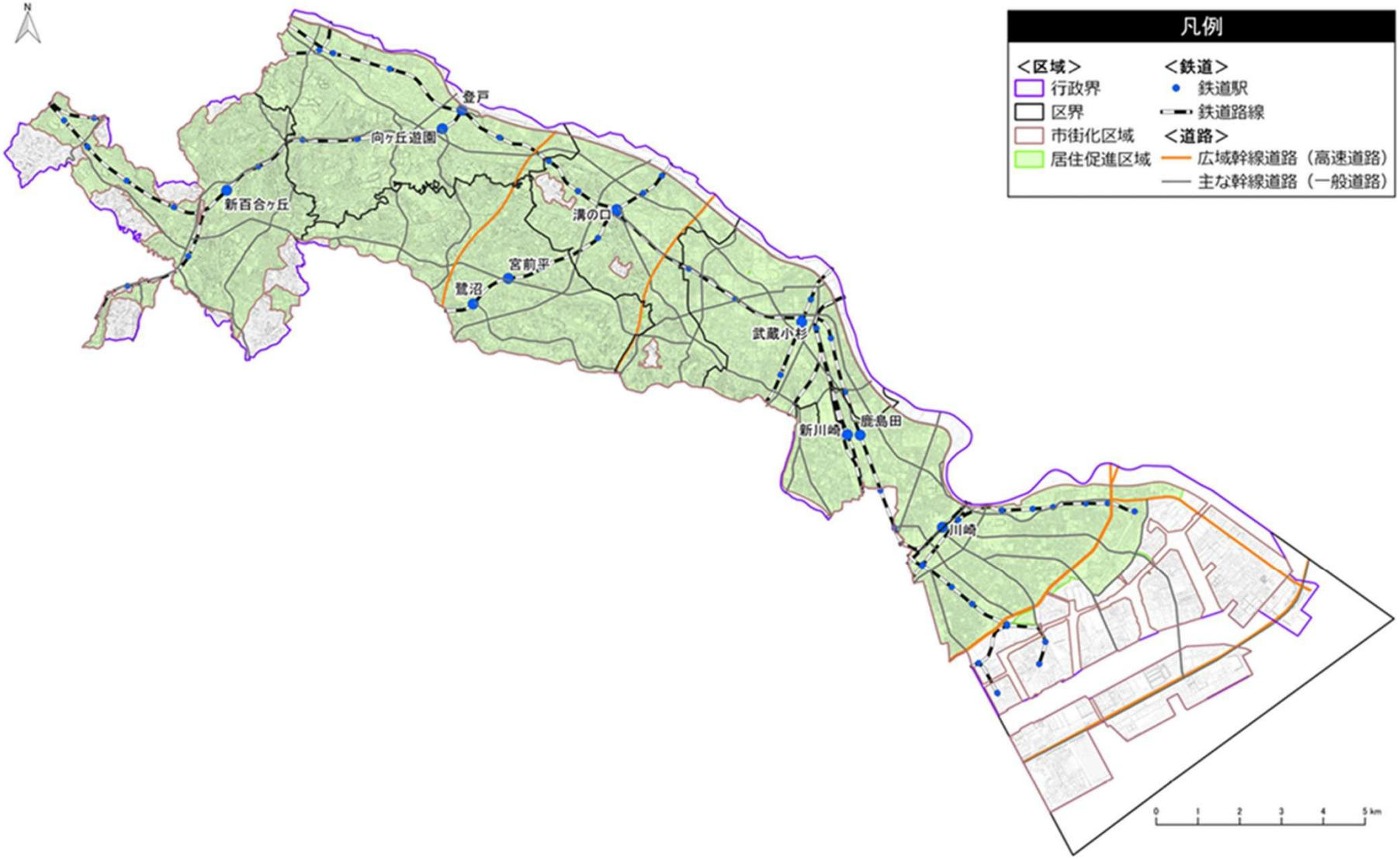


- 用地取得
  - （こどもや子育て世帯の目線に立った公園づくり
  - **具体的な検討例A**
- 公有地の有効活用
- 寄附
- 借地公園制度の活用
- 多様なオープンスペースによる代替
  - 公園・緑地以外の公共のオープンスペース等
  - **具体的な検討例B**
  - 開発行為等による公園整備
  - **具体的な検討例C**
  - 市民緑地認定制度の活用

1　報告（２）公園の整備方針

①対象区域の設定

✓ 本市の立地適正化計画において居住促進区域※として指定された区域を対象に公園の整備を行うものとします。
※人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域



②誘致距離と基準面積の設定

✓ 公園の誘致距離や基準面積について、国の基準や関連制度等を参考とした上で、市内の公園で利用実態調査も踏まえ、整理をします。

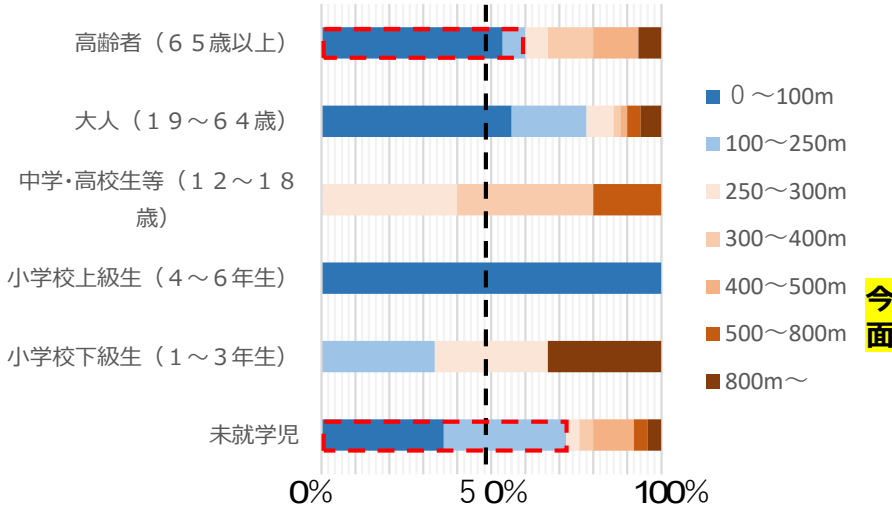
(ア)公園の利用実態調査（追加調査）

前回調査を行った1,000～2,500m2の公園よりも小さい公園について**公園までの移動距離**や**利用目的**について、前回と同様に対面によるアンケート調査を実施。

調査時期：令和8年10月中　各公園平日1日（８：30～１７：００）

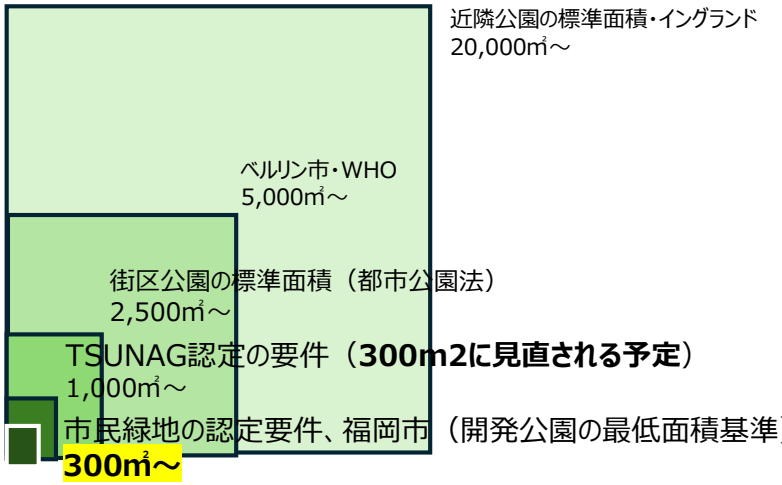
対象公園	住所	面積 m2	利用者数（ｱﾝｹｰﾄ回収数）
調査中		100	
		300	
丸子通公園	中原区丸子通２丁目	561	44
宮崎こもれびの丘公園	宮前区宮崎４丁目	852	21
生田２丁目公園	多摩区生田２丁目	1,000	37

丸子通公園・宮崎こもれびの丘公園・生田2丁目公園における誘致距離



⇒前回調査で半数を超えた**未就学児と高齢者に加え、大人や小学校上級生において250m以内**であった。

(イ)関連する制度や諸外国や他都市の事例における面積基準



(ウ)開発行為における公園の設置基準（参考）

５ha以上の開発行為では**１箇所300㎡以上**、合計面積3%以上の公園の設置を義務付ける。（都市計画法施行令　第25条第七号）

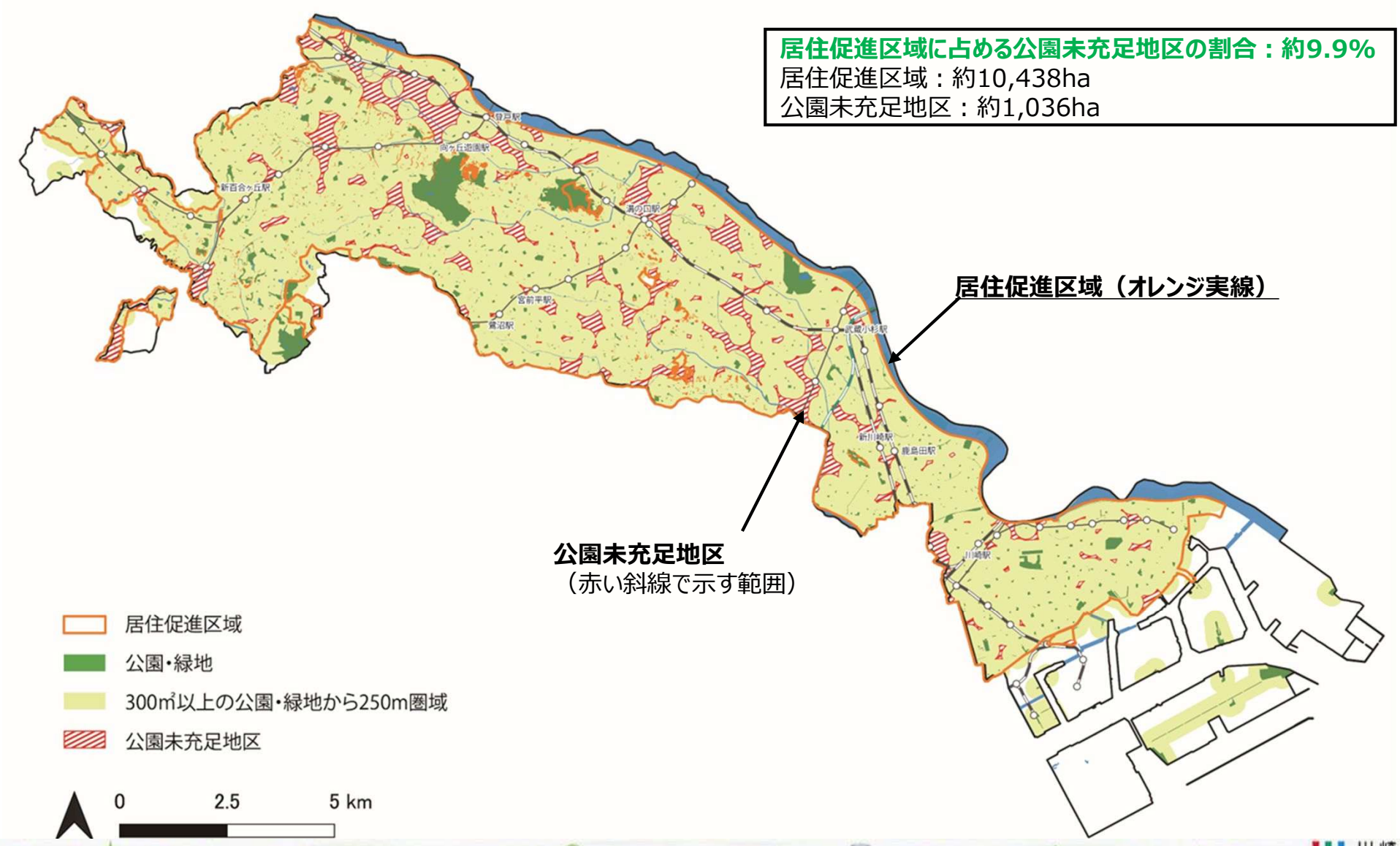
(エ)基準面積の整理（案）

	面積規模	備考
狭小公園	300㎡未満	市の街区公園の面積 ・最小　20㎡ ・平均　(中原)913㎡～ (全市)**1,187**㎡ (川崎)～1,980㎡ ・最大　9,372㎡
身近な公園	300㎡～	
	1,000㎡	
	2,500㎡～	

今後整備を誘導する面積基準300㎡～

③基準面積以上の公園から２５０m以内に公園が無いエリアを抽出

- ✓ **身近な公園の整備基準300m2（案）以上の公園を検討の対象とします。**
- ✓ 公園の利用実態調査結果等を踏まえ、小さな子供から高齢者まで誰もが容易にアクセスできる公園の**誘致距離を２５０mとして設定します。**
- ✓ 居住促進区域内の**300m2以上の公園緑地に250m以内にアクセスできない地域を「公園未充足地区」とします。**



④多様な手法による未充足地区の解消

具体的な検討例A　公園未充足地区の解消に向け、「こどもや子育て世帯の目線に立った公園づくり」等を検討

✓ 令和6年度に国は、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設しており、本市の身近な公園の整備推進にあたって活用を検討します。

こどもの遊び場となる都市公園整備等への支援

○ こどもや子育て世帯からニーズの高い身近にある都市公園の計画策定・整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設。【都市公園・緑地等事業】

＜支援イメージ＞

計画策定（こどもの意見反映）

公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て世代の意見を踏まえた公園の整備計画の策定を支援



大井坂下公園（品川区）

「公園づくりワークショップ」を通して
こどもたちのアイデアを取り入れた公園整備

整備（遊び場の確保）

こどもの遊び場が不足するエリア等における公園整備を支援

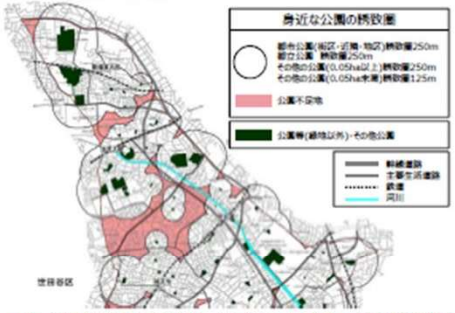


図　身近な遊び場の提供（誘致距離からみた公園不足地）
出典：目黒区のみどり-2014年度みどりの実態調査報告書-

こどもの遊び場が不足するエリアの分析

柔軟な利活用・安全確保

ボール遊びなど公園の柔軟な利活用に向けた社会実験や、地域住民と連携した点検体制の構築等を支援



出典：練馬区ねりまちレポーター制度公式HP

地域住民と連携した公園施設に関する情報共有

○ 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対する支援。【こどもまんなか公園づくり支援事業】

周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による支援制度を創設する。

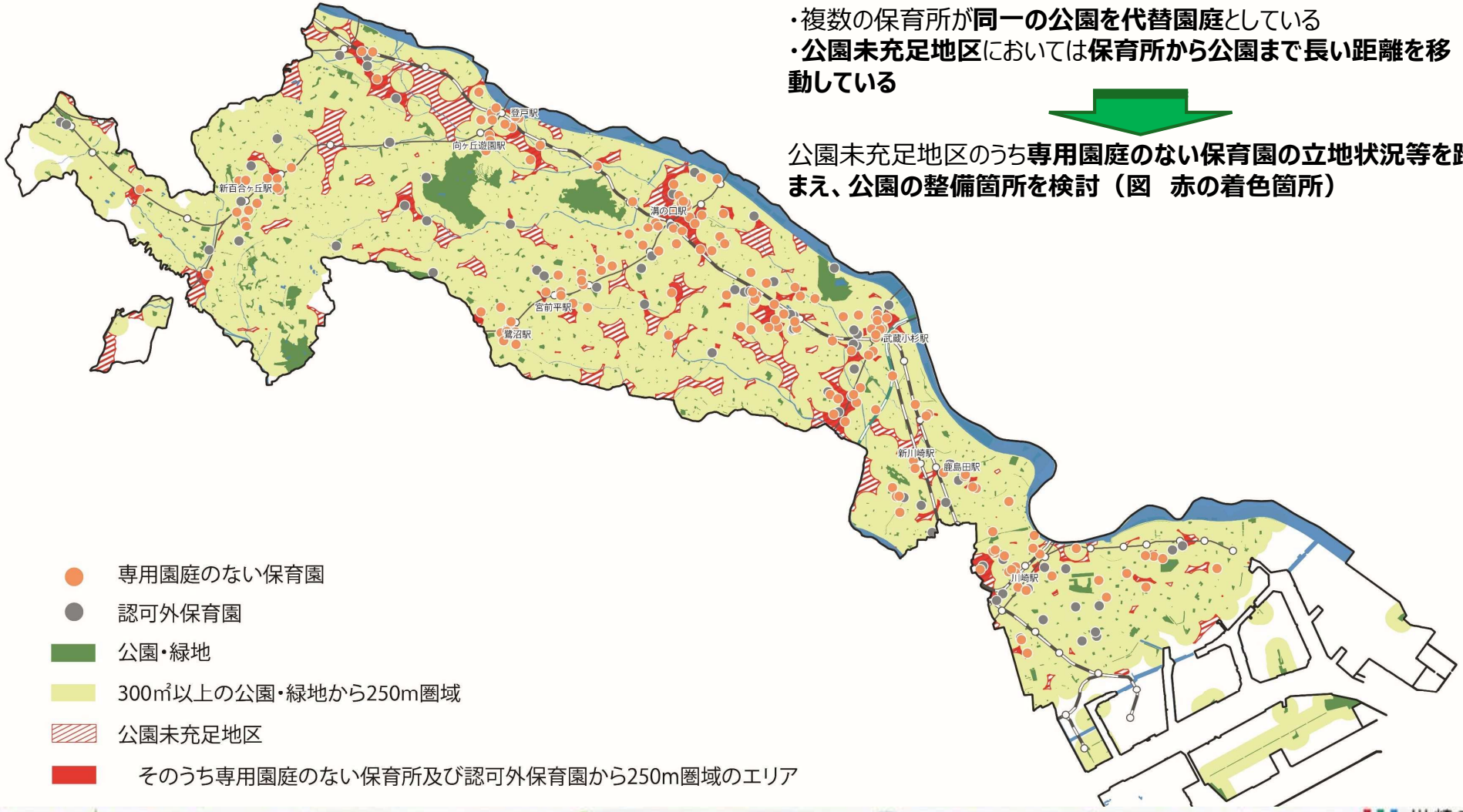
出典：国土交通省

1　報告（２）公園の整備方針

✓ 本市には458箇所の公立・民間認可保育所があるが、様々な事情により敷地内に専用園庭がない保育所もあり、**園庭がない保育所では周辺の公園、建物の公開空地、寺社仏閣の境内などを代替園庭として利用しています。**
✓ 公園未充足地区のうち**保育所等の園庭の状況等を踏まえ、公園の整備箇所を検討します。**

保育園の園庭の整備状況（令和8年4月時点）

・公立・民間認可保育所　458箇所のうち専用園庭がない保育所は170箇所（37%）
・認可外保育園（川崎認定保育園）　52箇所⇒大半は専用園庭が無い



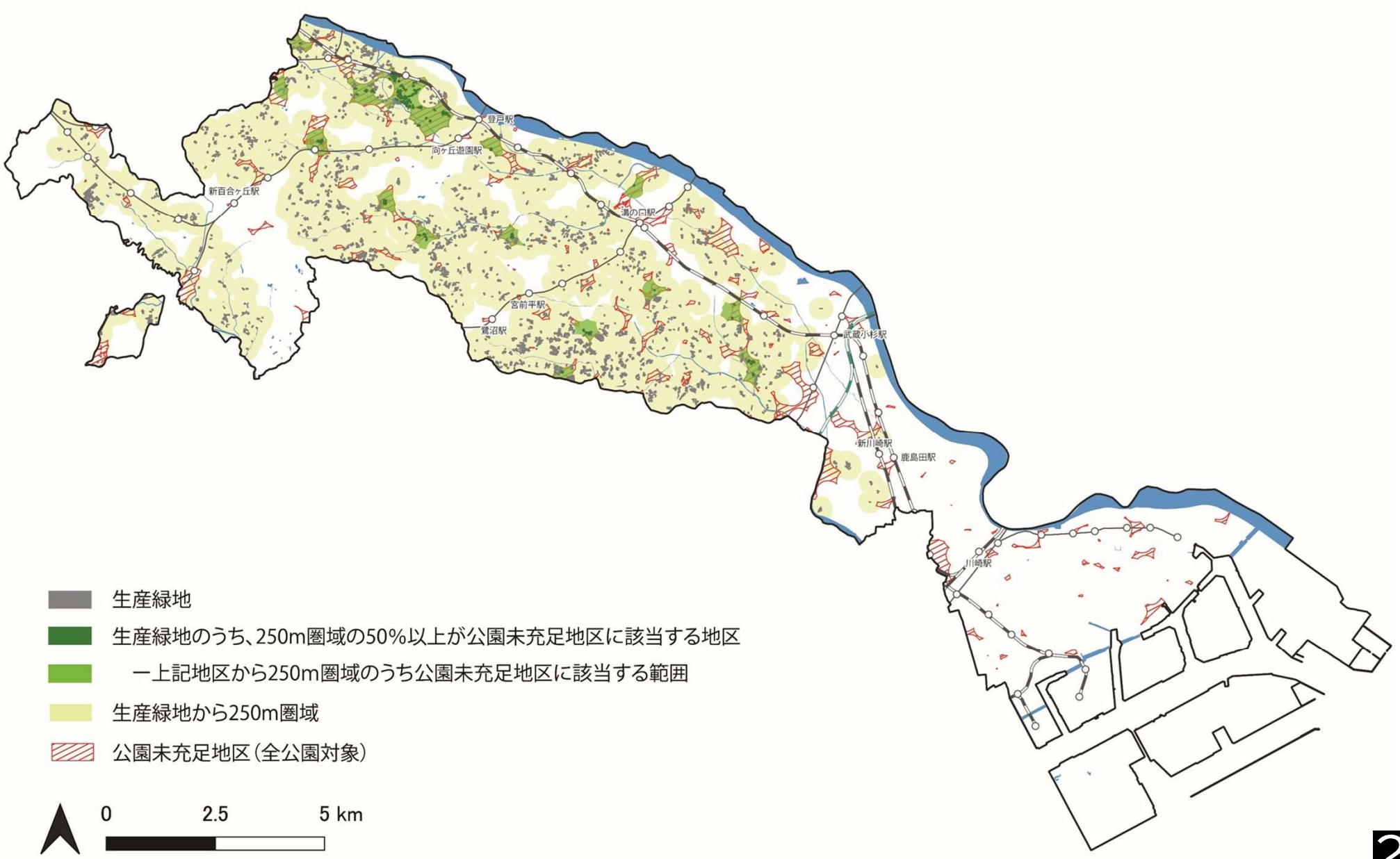
園庭の代替となるオープンスペースの利用実態

・専用園庭がない保育所では**周辺の公園、建物の公開空地、寺社仏閣の境内などを園庭の代わりに利用**しており、**公園の面積について　は概ね300m2以上**の規模の公園を利用
・複数の保育所が**同一の公園を代替園庭**としている
・公園未充足地区においては**保育所から公園まで長い距離を移動している**

公園未充足地区のうち**専用園庭のない保育園の立地状況等を踏まえ、公園の整備箇所を検討（図　赤の着色箇所）**

1　報告（２）公園の整備方針

- ✓ 公園未充足地区の解消に向けて、「こどもまんなか公園づくり支援事業」の活用を検討する。
- ✓ 対象地域の要件として、事業対象区域から250mの範囲内の過半が既存の都市公園から250mの範囲に含まれないこととされている。
- ✓ **公園未充足地区内の生産緑地に着目すると、中野島周辺を始めとした複数のエリアが候補として想定**される。

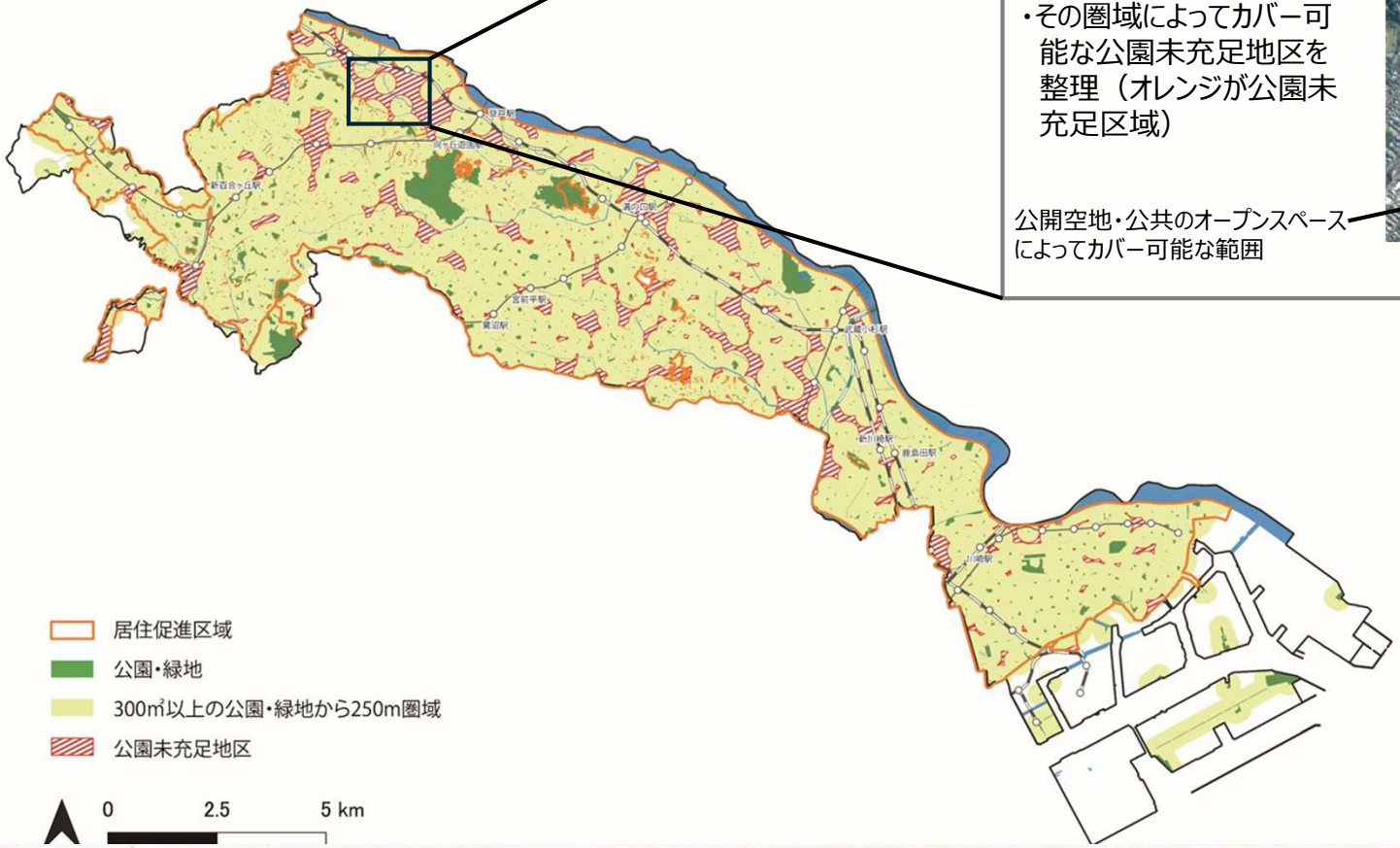


④多様な手法による未充足地区の解消

具体的な検討例B　公園以外の公共空間などを身近な公園の機能の代替地としてとらえ、公園の充足地とします

公園・緑地以外の公共のオープンスペースの分布や総合設計制度及び地区計画により整備された**公開空地**の分布を以下に示します。

公開空地等の分布状況について整理中



※拡大図

公園以外のオープンスペースから250m圏域でカバーできる公園未充足地区のエリア（＝公園未充足地区の解消が期待されるエリア）を抽出

・広場空間があるエリアから、250mの誘致圏を整理

・その圏域によってカバー可能な公園未充足地区を整理（オレンジが公園未充足区域）



公開空地・公共のオープンスペースによってカバー可能な範囲

④多様な手法による効果的な未充足地区の解消

具体的な検討例C　開発行為等に伴う提供公園制度（たたき）

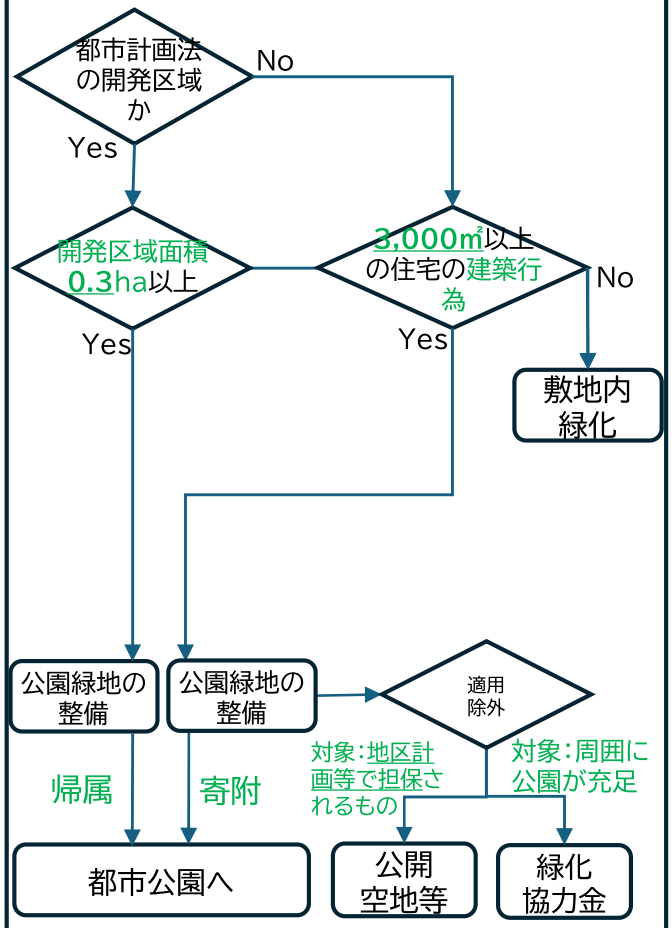
制度見直しの方向性　①緑とオープンスペースの確保、②狭小公園の増加の抑制、③緑の質の向上に向けた仕組みの維持

・過去10年間の身近な公園の整備状況（H26年～R6末）

行政による新規整備公園**4**箇所(寄附、水道用地管理替、未整備)、提供公園48箇所⇒**計52箇所**

なお、提供公園の代替として**20件が適用除外**を選択（緑化基金へ協力金**12億円**）

現在



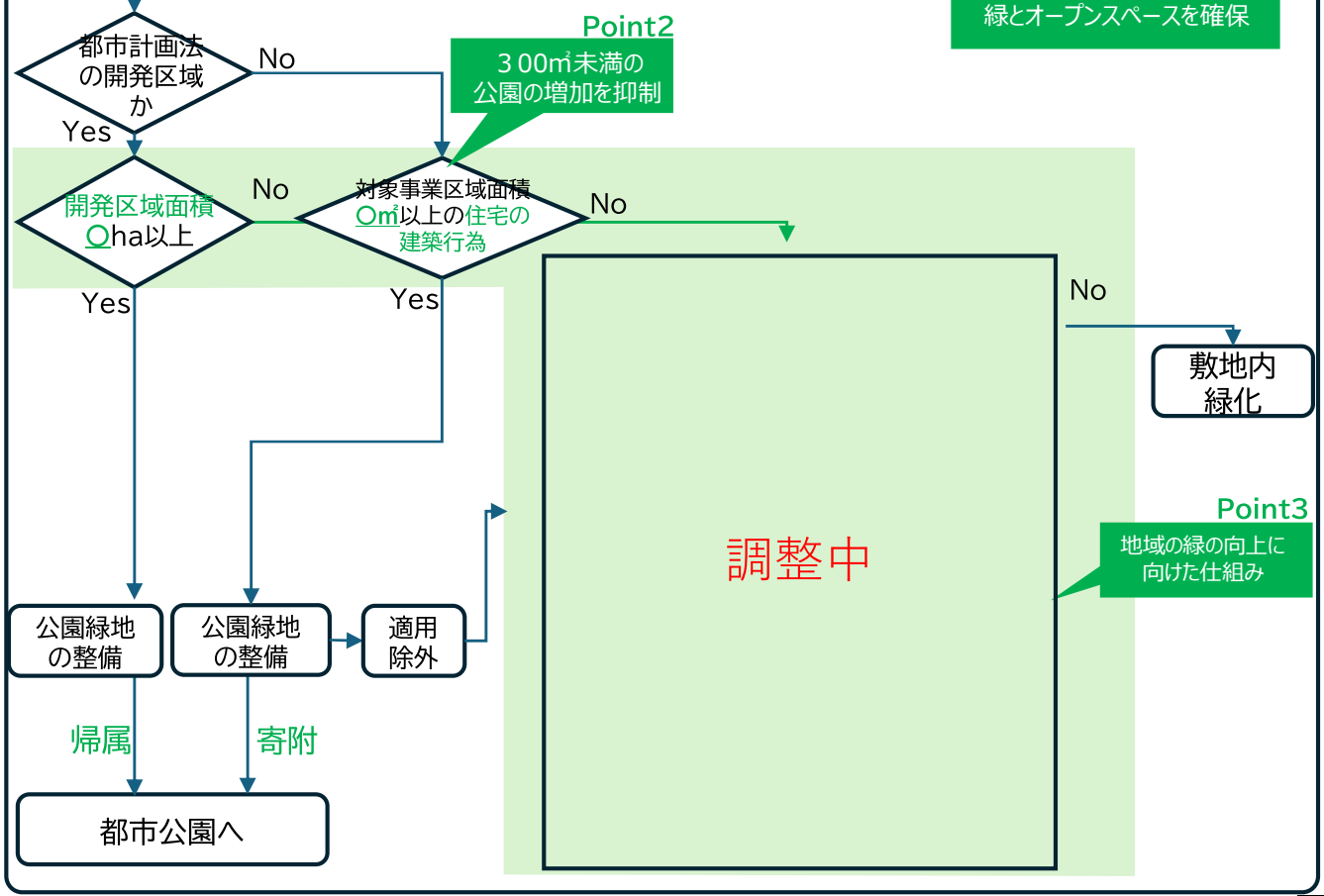
見直し案

新規

緑の条例→0.3ha以上の開発行為等においては、緑のオープンスペース（6%）を確保すること。

Point1
緑とオープンスペースを確保

Point2
300㎡未満の公園の増加を抑制



Point3
地域の緑の向上に向けた仕組み

2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

資料３

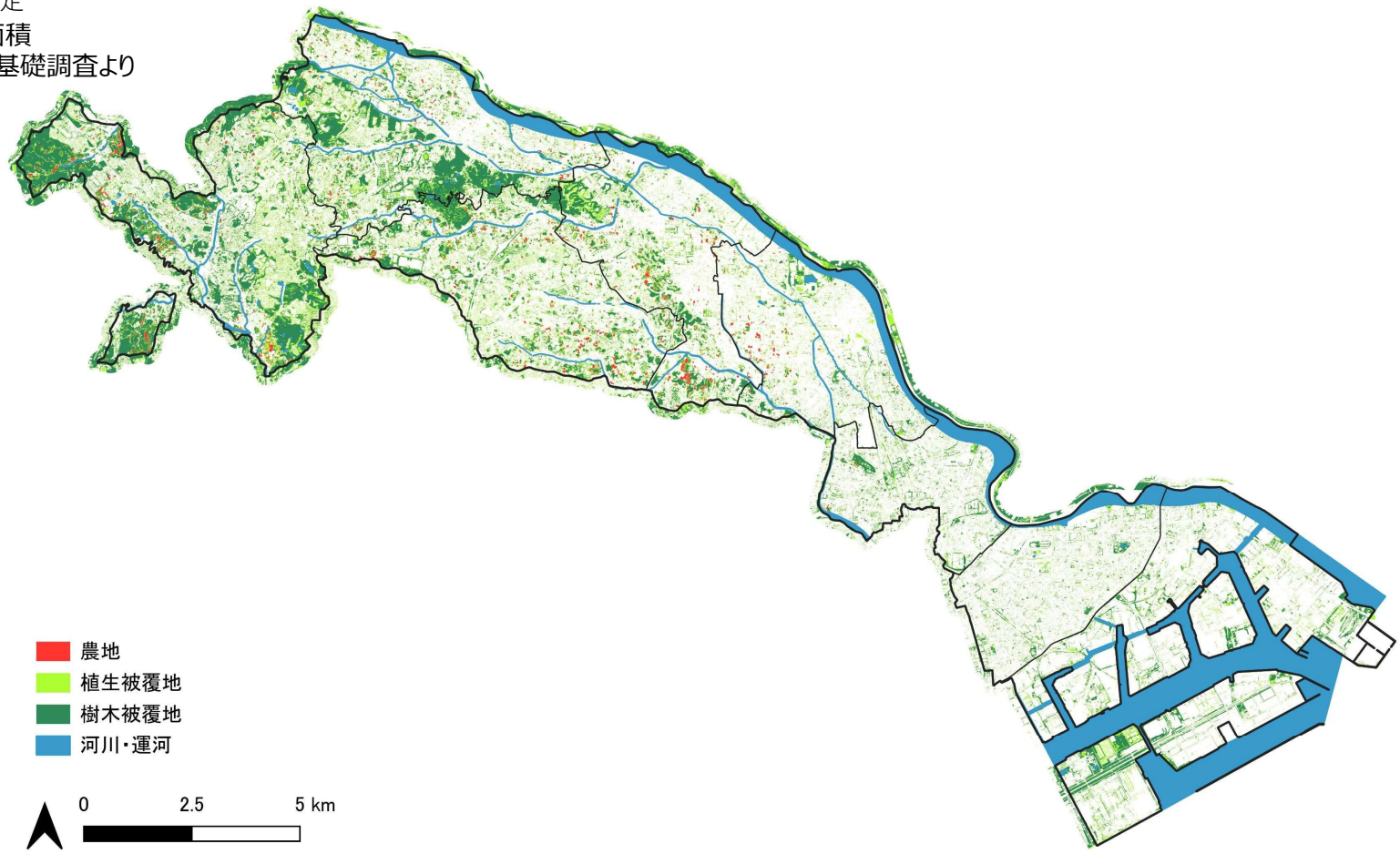
抽出結果（精査反映版）

・以下のデータ出典元より面積等を整理
①面積：川崎市統計書　令和７年版より
②緑被率：植生被覆地面積/面積
③植生被覆地面積：Vantor社衛星画像より抽出・算定
④樹冠被覆率：樹冠被覆地面積/面積
⑤樹冠被覆地面積：Vantor社衛星画像より抽出･算定
⑥草地率：草地面積/面積
⑦草地面積：Vantor社衛星画像より抽出・算定
⑧農地率：農地面積/面積
⑨農地面積：都市計画基礎調査より

	面積	緑被率	緑被面積	樹冠被覆率	樹冠被覆地面積	草地率	草地面積	農地率	農地面積
川崎市	144.35km²	29.1%	42.0km²	13.8%	19.9km²	11.8%	17.0km²	3.5%	5.08km²

	市街化区域面積	市街化区域内緑被地面積	市街化区域緑被率	陸域面積	陸域における緑被率	陸域における樹冠被覆率
川崎市	127.27km²	34.16km²	26.8%	140.1km²	29.9%	14.2%

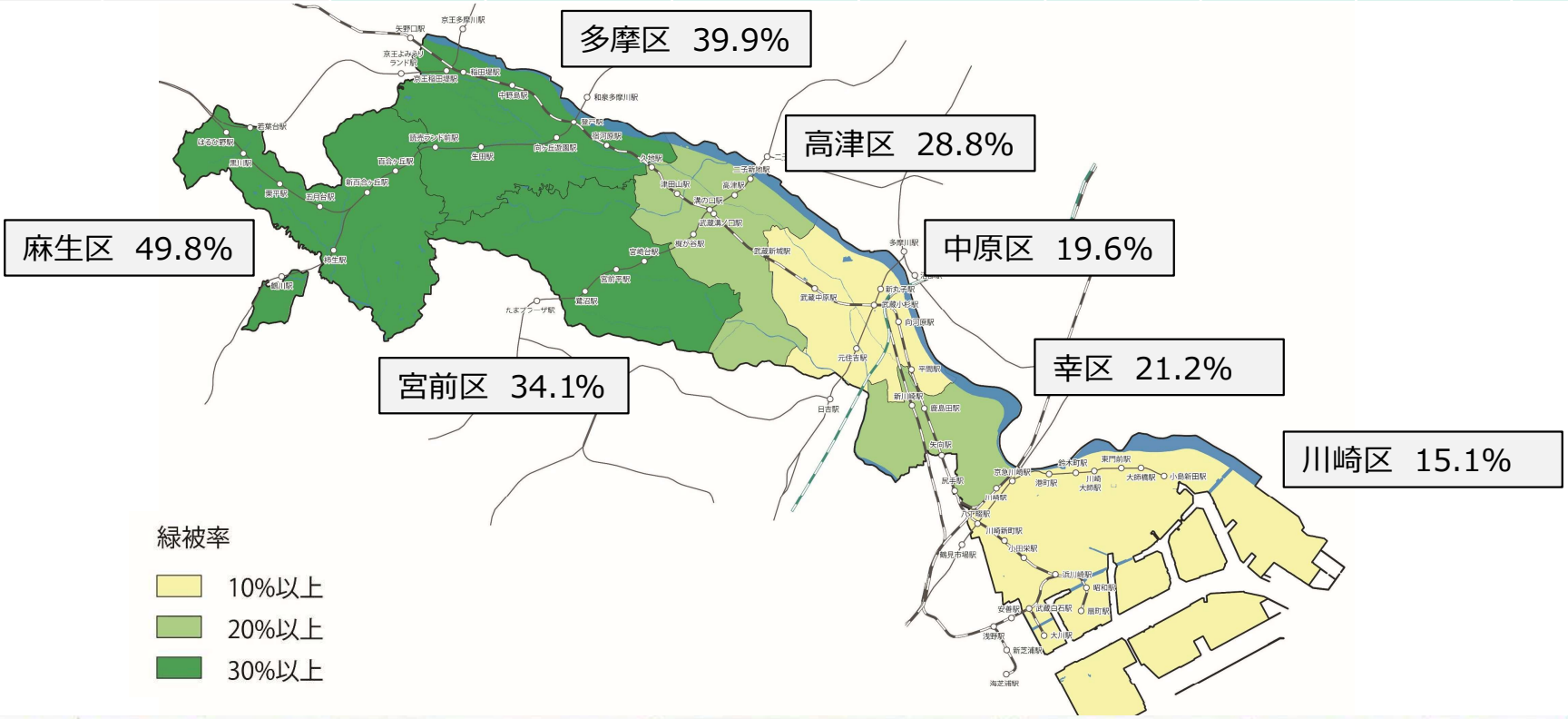
※四捨五入しているため合計値は一致しません
※樹冠被覆地及び草地のうち農的土地利用が見られた土地は農地として計上



2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

✓区別の緑被率については、市内北西から市内南東にむけて、緑被率が低くなっていく傾向にあります。
✓中原区の緑被率が川崎区に続いて低く、10%台となっています。

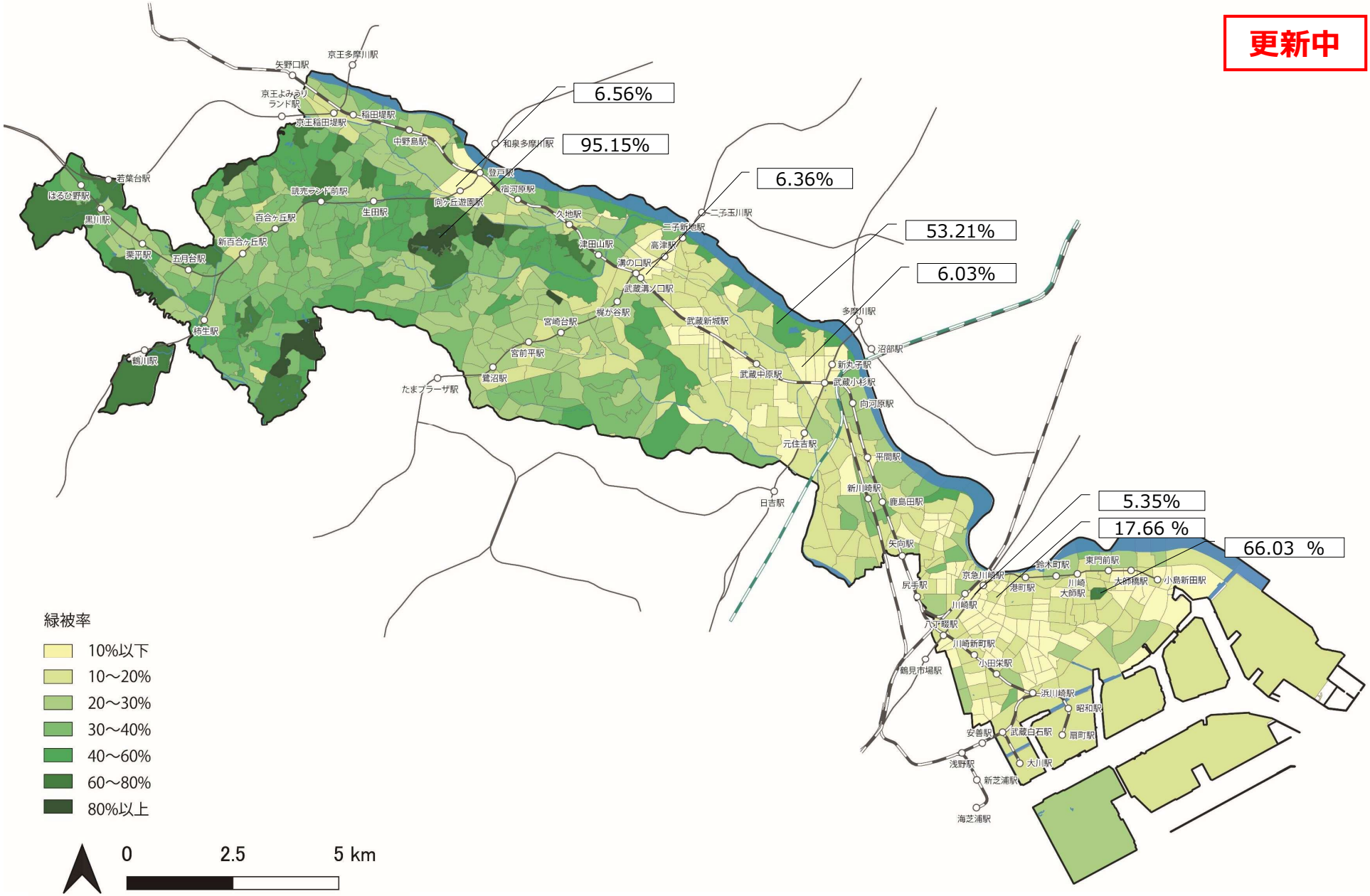
	面積	緑被率	緑被面積	樹冠被覆率	樹冠被覆地面積	草地率	草地面積	農地率	農地面積
川崎市	144.35km²	29.1%	42.0km²	13.8%	19.9km²	11.8%	17.0km²	3.5%	5.08km²
川崎区	40.25km²	15.1%	6.1km²	7.8%	3.1km²	7.3%	2.9km²	0.0%	0.01km²
幸区	10.09km²	21.2%	2.1km²	11.9%	1.2km²	9.0%	0.9km²	0.3%	0.03km²
中原区	14.81km²	19.6%	2.9km²	7.5%	1.1km²	10.6%	1.6km²	1.4%	0.21km²
高津区	17.10km²	28.8%	4.9km²	12.3%	2.1km²	12.7%	2.2km²	3.9%	0.66km²
宮前区	18.60km²	34.1%	6.3km²	12.4%	2.3km²	15.1%	2.8km²	6.6%	1.22km²
多摩区	20.39km²	39.9%	8.1km²	19.7%	4.0km²	15.4%	3.1km²	4.5%	0.92km²
麻生区	23.11km²	49.8%	11.5km²	26.1%	6.0km²	14.9%	3.4km²	8.8%	2.02km²



2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

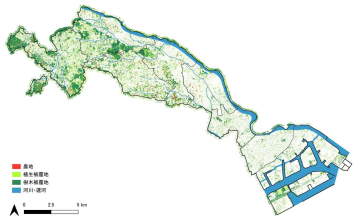
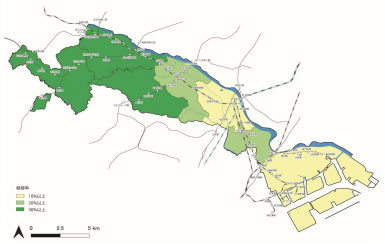
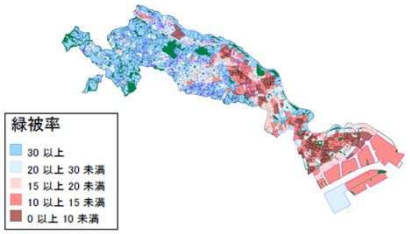
✓町丁目別に緑被率については、市内北西部は緑被率が高く、市内南東では緑被率が低くなっています。
✓武蔵中原駅、武蔵小杉駅、川崎駅周辺及び同駅以南等においては、10%以下の地域が広がっています。

更新中



2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

✓　緑被率の現状等を踏まえた、本市における緑の施策の方向性は次のとおりとします。

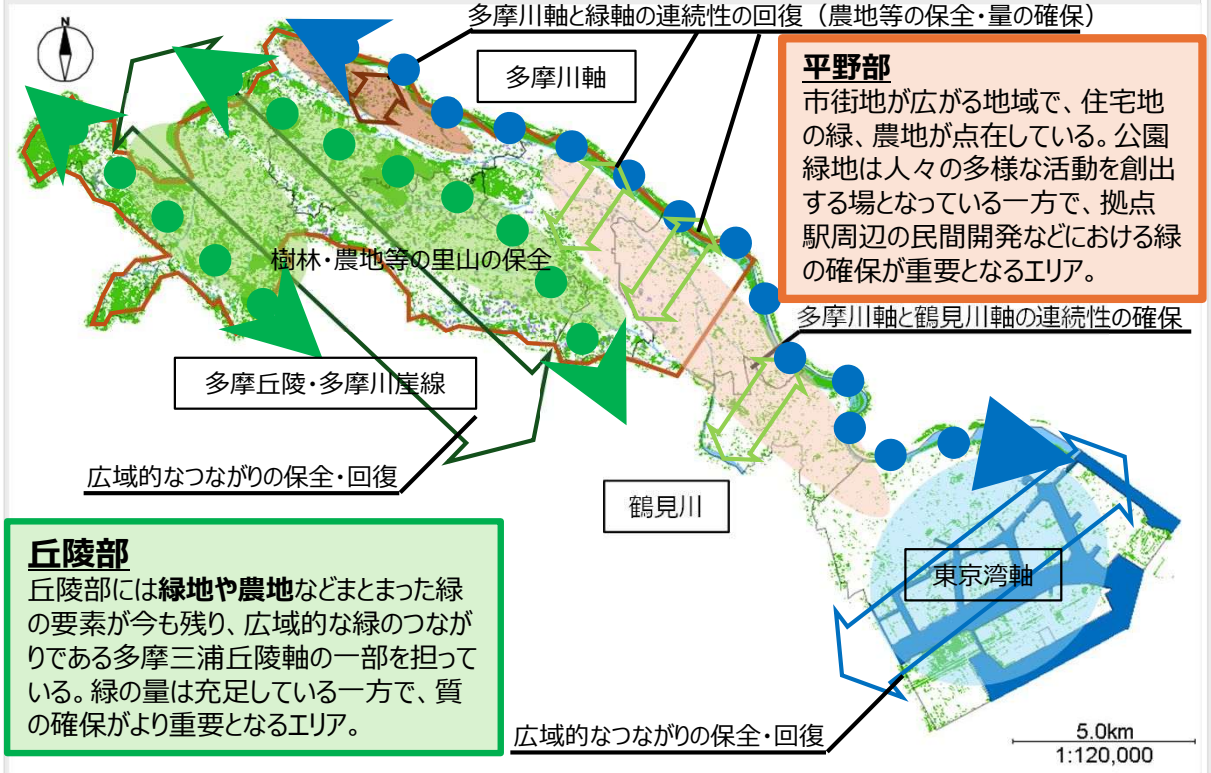
分区	緑被率の現状	エリアにおける緑のトレンド	基本計画に記載する事項
1.市域全域	○**緑被率29.2%** ・樹木被覆地13.8% ・草地11.9% ・農地3.5% 	**【全体】** 多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の緑が緑被の骨格であり、平野部においては、公園緑地、農地、建築物等の緑が点在する	**【緑の目標】** **(緑の量)** ☆国の緑の基本方針を踏まえ、緑被率３０%以上を目指す。なお、本市の人口増加が2035年まで続くことから、2037年までに緑被率の減少傾向からの反転を目標とする。 **(緑の質)** ☆緑の質の向上に関わる指標（Well-being、生物多様性、カーボンゼロ）７つの強化すべき視点に関わる取組と目標
2.区別	○**区別緑被率** 麻生区 **49.8**%>…中原区> 川崎区 **15.2**% 	**【臨海部】** 大規模な土地利用転換を捉えた緑の増加	**【３つの柱に基づく取組】** **（生物多様性につながるみどりの基盤づくり）** ☆貴重な自然環境の喪失や社会が直面している災害への危機への対応として**多様なみどりの機能を発揮する基盤づくり（グリーンインフラの取組）を公共・民間の両輪で進める**。
		【平野部】 拠点駅周辺の民間開発を捉えた緑の増加 開発に伴う農地の減少	
		【多摩川崖線・多摩丘陵】 開発に伴う樹林地の減少 二次開発に伴う戸建ての細分による緑の減少	
		【多摩川軸】 市域を縦断する水辺環境のつながりを有する緑 河道掘削や増水等に伴う一時的な樹木被覆地の減少	**（みどりをつなげる人の輪づくり）** ・みどりの質の向上に向けては、**みどりに関わる人材育成、担い手の育成等がより一層重要** ・人の輪づくりに向けた**財源の確保**
3.町丁目別	○**町丁目別緑被率** ３０%未満のエリアが川崎駅～南側、南武線沿い、東急沿線、登戸駅周辺に分布 	**【北部３区】**緑被率が30%以上となっているが、今後も維持するためには、樹林地や農地等の保全が重要 **【南部３区】**緑被率が15～20%前後と低いため、民間開発等を捉えた量の確保が急務	**（みどりの価値を実感できるまちづくり）** ・みどりの基盤づくり、人の輪づくりにあわせて、みどりを活かしたまちづくりを幅広く展開し、みどりの価値を最大限引き出す仕組みが必要 ・**みどりの価値を見える化、クレジット化による財源の確保**
		・緑被率の低いエリアでは、今後も農地等の開発や二次開発等が予想される。 ・一方で緑被率が高い地区においても、平野部の農地を中心に農家における相続等をきっかけに緑の減少傾向が予想される。	**【具体的な地域・地区の指定】** **・緑被率３０%未満の区域を緑化地域もしくは緑化重点地区に指定**し、緑被率の向上に向けた取組を進める。 **・農地の保全に向けても、緑化重点地区や保全配慮地区の指定を検討**する。

2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

✓　緑被率の現状などを踏まえ本市の緑の施策の方向性として、緑化重点地区や保全配慮地区を指定し、個別の緑化施策を推進します。

緑被地の現状と土地利用を踏まえた緑のつながりの確保

多摩川
市域の自然環境をつながぐ軸線であり、自然とのふれあいや環境を活かした多様な活動の場となっている。まちとのつながりによる魅力向上が期待されているエリア。



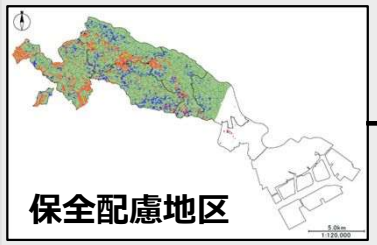
平野部
市街地が広がる地域で、住宅地の緑、農地が点在している。公園緑地は人々の多様な活動を創出する場となっている一方で、拠点駅周辺の民間開発などにおける緑の確保が重要となるエリア。

丘陵部
丘陵部には**緑地や農地**などまとまった緑の要素が今も残り、広域的な緑のつながりである多摩三浦丘陵軸の一部を担っている。緑の量は充足している一方で、質の確保がより重要となるエリア。

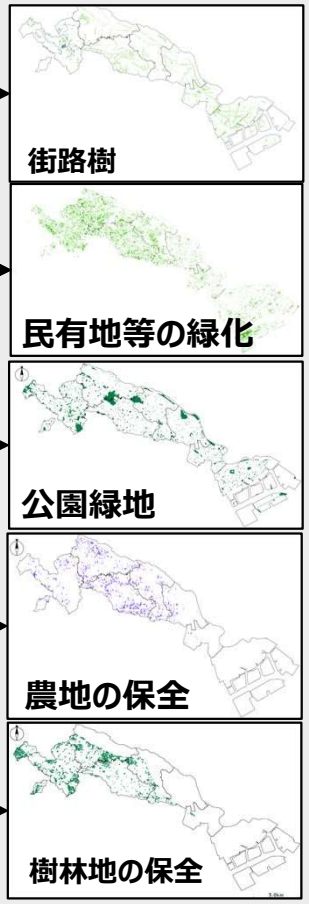
臨海部
工業地帯における**工場緑化**が進められてきたことで、一定の緑の量が創出されている。今後予想される大規模な土地利用転換等に合わせて量と質の確保による取組が重要となるエリア。

地域・地区の指定





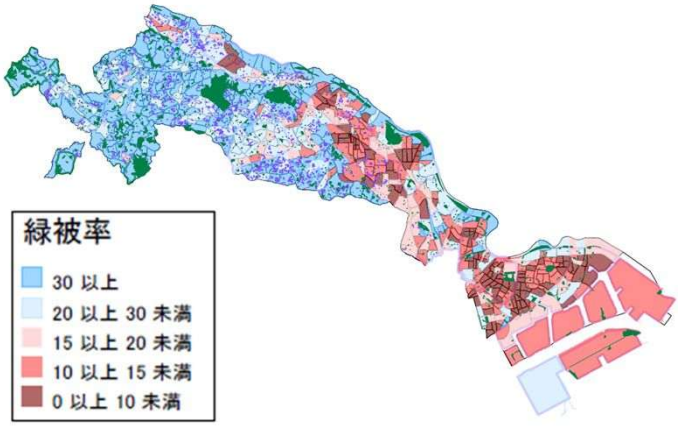
個別施策の推進



2　議題（１）川崎市の緑の施策の基本方針（緑化重点地区の指定等）

地域・地区の指定等による強化

✓ 緑被率の減少傾向を反転させるため、特に緑被率の低い地区の緑化を進めるため、緑化地域制度や緑化重点地区の指定により緑被地の確保を進めます。



指定範囲については要検討
①緑被率30%未満
②緑被率20%未満
③緑被率15%未満
④緑被率10%未満
※緑のつながりをつくためには、なるべく対象範囲を広く設定



緑化地域／緑化重点地区（緑被率30%未満をした場合）

	案１	案２	案３
内容	**緑化地域制度の導入による緑化率の強化**	**緑化重点地区の指定**を踏まえた緑化率の強化	**緑化指針における**緑化基準の強化
記載イメージ	・緑被率の低い区域を対象に、**緑化地域制度の導入を含めて、まちづくりにおいて緑の量を増やす制度等の導入**を検討します。	・緑被率の低い区域を対象に、**緑化重点地区の指定を行い、区域内の緑の保全や創出に向けた法・条例に基づく各種制度の導入**について検討します。	・緑被率の低い区域を対象に、**川崎市緑化指針に基づく緑化基準の強化**についても検討します。
メリット	・建築行為に連動した緑の創出や担保が可能 ・市民緑地認定制度の活用が可能	・緑化重点地区内において緑化基準の強化等も求めることができる ・市民緑地認定制度の活用が可能	・既存制度の見直しで対応可能
デメリット	・国の緑化基準によるため、緑化指導の独自性が弱まる ・都市計画決定手続き、みどりの将来像のスケジュールなどの整理が必要	・市民緑地の指定など法以外のオープンスペースの確保、保全などの対応が必要	・緑化地域制度に比べて担保性が無いため、緑の量が増えることについて見込みずらい

2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

✓　都市緑地法に基づき地域性の緑化を求める制度の一覧

	主旨	導入範囲の事例	導入事例・課題
緑化地域制度（都市緑地法第３４条）	**・緑が不足している市街地などにおいて、**一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の**緑化を義務づける制度** **(内容)** ・義務付けの内容は建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる。 　なお、都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となる。 ・市民緑地契約の締結、市民緑地設置管理計画の認定	**【未導入】** ・市街化区域全域（名古屋市・世田谷区） ・指定する用途地域内（横浜市） ・緑化重点地区（豊田市）緑被率の低いエリアの指定を検討	**【参考】** 導入自治体における緑化面積（平成 29 年 3 月 31 日現在） 自治体 / 実績値 / 施行日 / 備考 名古屋市 / 399.2ha / 平成 20 年 10 月 31 日 / 法+条例 横浜市 / 96.0ha / 平成 21 年 4 月 3 日 / 法のみ 世田谷区 / 85.1ha / 平成 22 年 10 月 1 日 / 法+条例 豊田市 / 0.38ha / 平成 24 年 10 月 1 日 / 法+条例
保全配慮地区(都市緑地法第４条第２項第８号)	**・風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等**を定める制度 **(内容)** ・地区計画等の区域内における緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策、市町村の条例に基づく緑地保全施策など、当該地区において講じる緑地保全施策について定める。	**【導入済】** ・多摩丘陵及び多摩川崖線(麻生区、宮前区、多摩区、高津区、中原区の一部)	**【検討事項】** ・多摩区、高津区、中原区における農地の保全に向けた区域変更の検討（**東急東横線以北**） ・保存樹・保存樹木の指定の見直し(減少)との整理 ・みどりの将来像を踏まえた「みどりのつながり」との連携
緑化重点地区(都市緑地法第４条第２項第10号)	**・駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、**風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、生態系ネットワークを形成する上で**緑化の必要性が高い地区等を定める**制度 **（内容）** ・緑地協定及び市民緑地契約の締結、市民緑地設置管理計画の認定、公共公益施設の緑化、地区計画等の区域における緑化率規制、民間企業等による優良緑地確保計画認定制度の活用の促進、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定める。	**【市条例区域を同等に位置づけ】** ・市域全域（横浜市） ・市街化区域全域（鎌倉市）	**【区域設定に向けた検討事項】** ・**緑被率３０%未満の区域の指定**を検討 ・条例に基づく緑化推進重点地区の整理(移行及び区域変更) ・農的空間の確保に向けた市民緑地認定制度活用を検討 ・拠点整備における検討状況を踏まえ、民間企業等による優良緑地確保計画認定制度の活用の促進等の記載 ・みどりの将来像を踏まえた「みどりのつながり」との連携
地区計画等緑化率条例制度(【都市緑地法第39条)	・地区計画等の区域（「地区整備計画」、「特定建築物地区整備計画」、「防災街区整備地区整備計画」又は「沿道地区整備計画」）において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度。	**【未導入】** ・横浜市、神奈川県、東京都、名古屋市等多数	**【参考】** 全国においては、地区計画等緑化率条例は46都市63条例が制定（127地区で緑化率の最低限度が定められている）

2　議題（１）川崎市の緑の施策の方向性（緑化重点地区の指定等）

✓　本市の条例を含めた地域性の緑化を求める制度の比較

項目	緑化推進重点地区	地域緑化推進地区	緑化地域制度	緑化重点地区
根拠	川崎市緑の基本計画、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	都市緑地法第34条	都市緑地法第4条第2項第10号
主な目的	都市の顔となる地区で重点的に緑化を推進し、良好な都市環境や景観を形成する	地域住民が主体となり身近な地域の緑化活動を進める	緑が不足する市街地において建築物敷地内の緑化を義務付ける	緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区
計画の作成者	市民・事業者・行政が参加して地区計画を策定	地域住民が主体となって緑化推進計画を作成	都市計画として自治体が定める	
対象エリア	駅周辺など８箇所 ①川崎駅、②新川崎・鹿島田駅、③小杉、④溝口駅、⑤宮前平・鷺沼駅、⑥登戸・向ヶ丘遊園駅、⑦新百合ヶ丘、⑧川崎臨海地区）	３９箇所 自治会・町内会等の活動区域規模	未指定	本市では、条例に基づく緑化推進重点地区を読み替えることを基本計画に位置づけ(駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、生態系ネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等)
主な取組	・公園再整備、街路樹の植栽、民有地緑化、普及啓発など	・花壇づくり植樹、環境美化など地域主体の活動	・一定規模以上の建築物に対する緑化率規制 ・市民緑地認定制度の活用が可能	・緑化支援、緑化の方針 ・市民緑地認定制度の活用が可能
規制力	基本的に事業・誘導型法的義務は伴わない	自主活動型規制なし	都市計画法に基づく規制（建築確認と連動する義務制度）	―
市の支援	重点的な事業投資、計画策定、助成制度等	アドバイザー派遣、資材提供、技術支援	制度運用主体として許可・確認を実施	―